

序

平成16年度の事業報告書、『津山弥生の里』をお届けします。当文化財センターも昨年は開設15年の節目を迎え、この年報も第13号を数えるところとなりました。

平成16年度には、史跡津山城跡保存整備事業の一環として当面の目標であった「備中櫓」が復元され、また『史跡美作国分寺跡保存整備基本構想』や名勝旧津山藩別邸庭園（衆楽園）の保存管理計画が作成されました。歴史遺産の保存と活用を図るという観点からすれば、津山市が今後取り組むべき課題の骨格が、ここにきて見えはじめてきたようにも思います。

思い起こせば、これらの事業は、国・県をはじめ地元関係者の皆様方の絶大なご指導・ご協力を得てはじめて軌道にのせることのできたものばかりであり、ここに至るまでにご助力を賜った数多くの方々に対し、今更ながら深い感謝の念を禁じえません。いささかなりとも、その数々のご努力に報いることができると念じるばかりです。

発掘では、前年に引き続き県指定史跡日上天王山古墳・日上畝山古墳群の追加確認調査や、市内堀坂地区での水田構造改善事業にともなう調査等が行われ、またそれぞれ新たな発見がありました。これらの成果が、地域の歴史の解明に少しでもつながればと思います。

ところで、津山市でも昨年2月に市町村合併がありました。周辺3町1村と合併したため、新津山市の人口は11万1千500人、面積は506.4k㎡と一挙に拡大しました。前年10月に受けた台風災害の復旧作業の余波もあって、合併から1年が経過した現在も未だ新たな環境に対応できているとはいいたがたい状況でもあります。

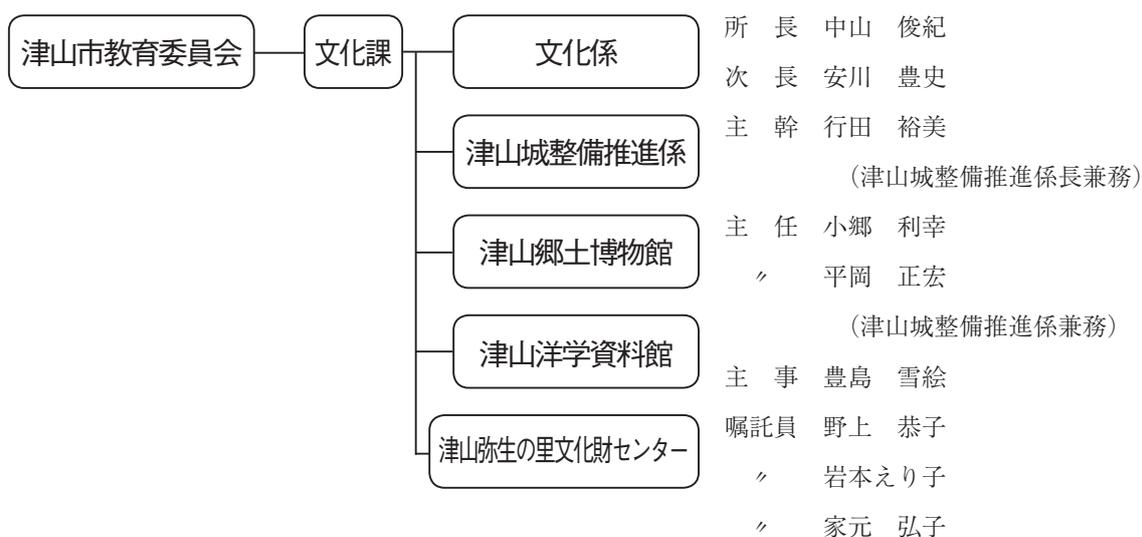
今はこの環境の変化を受け、業務のみなおしを進めていく時期でもあります。皆様方の一層のご指導、ご協力を得て業務を進めたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

平成18年3月31日

津山弥生の里文化財センター

所長 中山俊紀

平成 16 年度機構図及び職員配置



例 言

1. 本書は、津山市教育委員会津山弥生の里文化財センターが平成 16 年度に実施した事業概要についてまとめたものである。
1. 平成 16 年度の埋蔵文化財発掘調査は、安川豊史、行田裕美、小郷利幸、平岡正宏、豊島雪絵、出土遺物の整理は上記の他、野上恭子、岩本えり子、家元弘子が担当した。執筆は各担当者が行い、編集は平岡がおこなった。
1. 本書のデータは、PDF フォーマットで保管している。

目 次

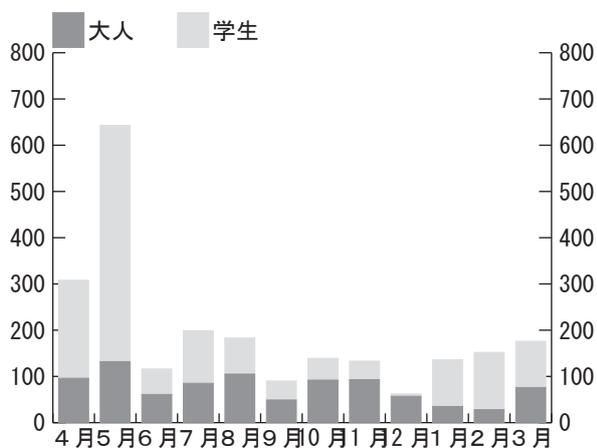
	序	i
	機構図及び職員配置	ii
	例言	ii
第 I 部	津山弥生の里文化財センター事業概要	1
I - A	展示事業	3
I - A - 1	入館者数	3
I - A - 2	啓発、普及活動	3
I - A - 3	寄贈資料	4
I - B	文化財センター日誌抄（平成 16 年度）	5
I - C	埋蔵文化財発掘調査	7
I - C - 1	平成 16 年度届出関係一覧	7
I - C - 2	現地説明会	7
I - D	その他の事業	8
I - D - 1	遺跡の保存・管理	8
I - D - 2	津山やよいライオンズクラブ奉仕作業	8
I - D - 3	台風 23 号関連倒木除去作業	8
第 II 部	調査の概要	9
II - 1	市内遺跡試掘・確認調査報告（平成 13～16 年度）	11
II - 1	美作国府跡確認調査報告（平成 14・16 年度）	25
II - 1	夜半廃寺跡確認調査報告	37
第 III 部	資料紹介・研究ノート	41
III - 1	津山城今昔⑩－お城の井戸－	43
III - 2	西御殿敷地の変遷について	47

第 I 部 津山弥生の里文化財センター事業概要

A. 展示事業

1. 入館者数

昨年度の入館者数は下表のとおりである。



2. 啓発、普及活動

【刊行物】

『年報 津山弥生の里第12号』

『林田池ノ内遺跡』

津山市埋蔵文化財発掘調査報告第75集

『史跡 美作国分寺跡保存整備基本構想』

『曾根田遺跡ほか』

久米町埋蔵文化財発掘調査報告



【講演会・研究会】

第23回津山市文化財報告会（参加者100名）

日時 平成17年3月26日（土）

場所 グリーンヒルズ津山

リージョンセンター ペンタホール

内容

第1部 調査報告

「津山城下町町人地家割図」

津山郷土博物館

乾 康二

「堀坂地区の発掘調査」

津山弥生の里文化財センター

安川豊史

第2部 講演

「津山城備中櫓の木工事—伝統的工法について—」

日本伝統建築技術保存会副会長

津山城備中櫓復元棟梁

鳥羽瀬公二



講演する鳥羽瀬公二さん

美作考古学談話会（会員27名）

第1回 5/1（土）「石斧（いしおの）の話」
（安川豊史）

第2回 7/10（土）「堀坂星ヶ坪遺跡の発掘調査」
（豊島雪絵）

第3回 9/4（土）「物の流通を考える」
（小郷利幸）

第4回 11/13（土）「美作国分寺跡と史跡指定」
（中山俊紀）

第5回 1/29（土）「津山城石垣の刻印について」
（行田裕美）

中学生考古学教室（3名）

第1回 4/10（土）「最古の狩人たち」
（安川豊史）

第2回 6/12（土）「発掘体験津山城跡」
（行田裕美）

第3回 8/28（土）「縄文土器をつくる1」
岡山縄文の会、安川豊史

第4回 10/23（土）「縄文土器をつくる2」
（岡山縄文の会、安川豊史）

第5回 12/25（土）「恩原遺跡見学」
（安川豊史）

【速報展】

平成 15 年度発掘調査速報展『津山の歴史を掘る』

〔日上畝山 60 号墳〕 土師器、須恵器、埴輪

〔 〃 68 号墳〕 埴輪、須恵器

〔堀坂宮ノ前遺跡〕 縄文土器、石鏃、弥生土器

〔柳谷古墳〕 銀象嵌頭椎大刀柄頭、靱尻金具、須恵器、
土師器（県指定重要文化財）

【収蔵資料等の貸し出し】

考古資料関係

- ◎奥津中学校に市内出土弥生土器、須恵器、石器 8 点貸し出し（4～5月）
- ◎岡山県古代吉備文化財センター「大地からの便り - 県内の発掘調査報告会 -」に日上畝山古墳群出土埴輪、須恵器、土師器 4 点、35 mm カラーポジフィルム 3 枚貸し出し（7～9月）
- ◎福南公民館に的場古墳群出土須恵器 5 点貸し出し（11月）
- ◎名古屋大学文学研究科梶原義実執筆掲載誌に美作国府跡出土軒瓦の実測図・拓本掲載許可
- ◎島根県古代文化センター『古代玉作の研究Ⅱ - 中国地方の玉製品出土遺跡集成 -』に有本遺跡出土ガラス製管玉カラープリント 1 点掲載許可

民俗資料

- ◎鶴山小学校に御櫃入れ、アイロン、茶釜ほか 7 点貸し出し（1月）
- ◎高田小学校に鞆、コテ、エグリ棒ほか 9 点貸し出し（1～2月）
- ◎成名小学校にアイロン、胴乱、蓑、笠ほか 8 点貸し出し（1月）
- ◎鶴山小学校に縄モッコ 1 点貸し出し（1～2月）
- ◎佐藤茂に蓑、笠、鋸、くさび 4 点貸し出し（2月）

3. 寄贈資料

【民俗資料】

上村絢子（市内小田中）	吸引器 1 点
福田章雄（勝央町植月）	写真機 2 点

B. 文化財センター日誌抄（平成16年度）

- 4月10日 第1回中学生考古学教室開催
- 4月21日 県史協役員市町村担当者会議を県庁で開催、行田主幹出席
- 5月1日 第1回美作考古学談話会開催
- 5月6日 堀坂地区ほ場整備に伴う発掘調査開始
- 6月1日 史跡美作国分寺跡保存整備基本構想策定委員会設置の事前協議に中山所長県庁へ出張
- 6月8日 職場体験で鶴山中学校生徒2名津山城跡の発掘調査に参加
- 6月9日 史跡美作国分寺跡保存整備基本構想策定委員会設置の事前協議に中山所長くらしき作陽大学河本清教授を訪ねる
- 6月12日 第2回中学生考古学教室（津山城跡の発掘調査）開催
- 6月14日 岡田遺跡宅地造成に伴う確認調査
- 6月16日 日上畝山古墳群確認調査開始、職場体験で中道中学校生徒2名来所
- 6月17日 史跡美作国分寺跡保存整備基本構想策定委員会設置の事前協議に中山所長奈良文化財研究所田辺征夫埋蔵文化財センター長を訪ねる
- 6月20日 日上畝山古墳群地元町内会による草刈作業
- 6月23日 職場体験で東中学校生徒5名来所
- 7月10日 第2回美作考古学談話会開催
- 7月15日 美和山古墳群草刈作業
- 7月22日 全史協中国地区協議会を津山市で開催
- 7月27日 林田地内道路建設に伴う確認調査
- 7月30日 文化庁小野健吉主任文化財調査官史跡美作国分寺跡保存整備のために現地指導
- 8月4日 国分寺飯塚古墳草刈作業
- 8月10日 中宮古墳・正仙塚古墳・井口車塚古墳草刈作業
- 8月11日 津山やよいライオンズクラブ沼遺跡草刈作業
- 8月12日 美作国府跡個人住宅建設に伴う確認調査
- 8月13日 第16回史跡津山城跡整備委員会開催、第3回名勝旧津山藩別邸庭園（衆楽園）保存管理計画策定委員会開催
- 8月23日 津山市文化財保護委員会開催
- 8月28日 第3回中学生考古学教室開催、河辺町内会有志津山城跡で草刈
- 8月25日 第30回全国遺跡環境整備会議第1回実行委員会県庁で開催、行田主幹、豊島主事出席
- 9月1日 花園大学博物館実習の学生見学
- 9月2日 埋蔵文化財担当職員等講習会出席のため平岡主任佐賀市へ出張
- 9月4日 第3回美作考古学談話会開催
- 9月12日 日上畝山古墳群地元町内会による草刈作業
- 9月16日 全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会中国・四国・九州ブロック会議出席のため平岡主任鳥取市へ出張
- 9月19日 第30回全国遺跡環境整備会議について、文化庁本中眞主任文化財調査官と協議のため行田主幹総社市へ出張
- 9月24日 第3回県史協総会・研修会出席のため、行田主幹岡山市へ出張
- 9月27日 沼遺跡草刈作業
- 10月1日 大田大隴遺跡宅地造成に伴う確認調査
- 10月7日 美和山古墳群草刈作業
- 10月20日 台風23号により美和山古墳群、日上畝山古墳群、神楽尾城跡他が倒木の被害にあう。
- 10月22日 第1回史跡美作国分寺跡保存整備基本構想策定委員会開催

- 10月23日 第4回中学生考古学教室開催
- 10月28日 全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会第17回研修会出席のため豊島主事大阪市に出張
- 10月30日 内野淳子副知事津山城跡備中櫓視察
- 11月13日 第4回美作考古学談話会開催
- 11月18日 全史協臨時大会出席のため行田主幹東京に出張
- 11月23日 岡山県文化財保護協会津山市で研修、行田主幹講師として派遣
- 11月29日 美作国府跡宅地造成に伴う確認調査
- 12月25日 第5回中学生考古学教室開催
- 1月11日 衆楽園確認調査開始
- 1月25日 第2回史跡美作国分寺跡保存整備基本構想策定委員会開催
- 1月29日 第5回美作考古学談話会開催
- 2月3日 日上畝山古墳群台風23号被害の倒木除去作業開始
- 2月14日 美和山古墳群、正仙塚古墳台風23号被害の倒木除去作業開始
- 2月16日 神楽尾城跡台風23号被害の倒木除去作業開始
- 2月21日 煙硝庫跡台風23号被害の倒木除去作業開始
- 2月23日 沼遺跡台風23号被害の倒木除去作業開始、津山市文化財保護委員会開催
- 3月8日 会計検査院による国庫補助事業検査の実施
- 3月14日 第17回史跡津山城跡整備委員会開催、尼崎博正名勝旧津山藩別邸庭園（衆楽園）保存管理計画策定委員会委員長から、津山市長に答申書を提出
- 3月19日 備中櫓復元落成式
- 3月23日 美作国府跡建物建設に伴う確認調査
- 3月26日 第23回津山市文化財調査報告会開催
- 3月27日 日上畝山古墳群地元町内会による倒木除去作業
- 3月28日 河本清史跡美作国分寺跡保存整備基本構想策定委員会委員長から、津山市長に答申書を提出
- 3月29日 日上畝山古墳群内の台風23号により被害を受けた「古冢」碑の修繕

C. 埋蔵文化財発掘調査

1. 平成16年度届出関係一覧

埋蔵文化財発掘の届出（法第57条の2）

遺跡名	所在地	工事種別	期間	面積 (㎡)	津山市発番	発信日	指示事項	実施日	備考
美作国分寺跡	日上 144 - 4	個人住宅	未定	201.25	津教委文第 4366 号	4.2	立会	5.10	遺構・遺物無し
岡田遺跡	河辺 98 - 17 他	宅地造成	6.25 ~ 8.20	2,334	津教委文第 16595 号	6.1	確認調査	6.14	遺構・遺物無し
中原遺跡	福力 215 他	宅地造成	9.15 ~ 11.15	1,284	津教委文第 25666 号	7.13	立会	10.26	遺構・遺物無し
美作国府跡	山北 5	個人住宅	8.3 ~ 11.30	1,034.43	津教委文第 25667 号	7.13	確認調査	8.12	柱穴 1・遺物微量
美作国分寺跡	国分寺 302	簡易水洗	未定	1	津教委文第 34408 号	8.19	立会	10.27	遺構無し・瓦数点
正善庵遺跡	東一宮 55 - 5	駐車場	11.1 ~ 11.30	354	津教委文第 40416 号	9.13	立会	10.4	遺構・遺物無し
津山城跡	山下 69-16	個人住宅	10 ~ 17. 1	237.78	津教委文第 43081 号	9.27	立会	10.15	遺構・遺物無し
勝部国司尾遺跡	勝部 563 他	駐車場、作業場	17.1 ~	1,646	津教委文第 46872 号	10.7	立会	17.6.1	遺構・遺物無し
美作国府跡	総社 18 - 3	宅地造成	2.1 ~ 4.30	1,189.89	津教委文第 13 号	10.15	確認調査	11.29 ~ 12.7	柱穴、土壇・土師器、瓦
美作国府跡	総社 34 - 1	建物建設	3 ~ 7	678.34	津教委文第 310 号	2.21	確認調査	3.23 ~ 4.1	柱穴・瓦、弥生土器
美作国府跡	総社 113 - 2 他	個人住宅	3 ~ 7	441.7	津教委文第 390 号	3.14	立会	4.8	遺構・遺物無し
中原遺跡	中原 382 - 1	個人住宅	5 ~ 8	350.21	津教委文第 392 号	3.14	立会	4.7	遺構・遺物無し

埋蔵文化財発掘の届出（法第57条の3）

遺跡名	所在地	工事種別	期間	届出者	津山市発番	発信日	指示事項	実施日	備考
美作国分寺跡	国分寺 283	道路	9 ~	津山市山北 520 津山市長 中尾嘉伸	津教委文第 32034 号	8.9	立会	9.21	遺構・遺物無し

埋蔵文化財発掘調査の報告（法第58条の2）

遺跡名	所在地	遺跡種別	調査期間	面積 (㎡)・原因	津山市発番	発信日	調査担当	備考
林田池の内遺跡	林田 816-6 他	集落跡	16.4.8 ~ 5.31	400・道路建設	津教委文第 2912 号	4.13	小郷利幸	
堀坂田中遺跡他	堀坂 929 - 1 他	散布地・集落跡	16.5.6 ~ 17.3.31	2600・農業基盤整備	津教委文第 11203 号	5.2	安川豊史 豊島雪絵	国庫補助事業、受託事業
日上畝山古墳群	日上 833 他	古墳	6.16 ~ 8.31	100・遺跡整備	津教委文第 19785 号	6.22	小郷利幸	国庫補助事業

埋蔵文化財試掘・確認調査の報告

種類及び遺跡名	周知・未周知	所在地	調査期間	面積 (㎡)・原因・包蔵地の有無	津山市発番	発信日	調査担当	備考
集落・岡田遺跡	周知	河辺 98-17 他	16.6.14	62・宅地造成・無	津教委文第 19786 号	6.22	小郷利幸	
	未周知	林田 835 - 2	16.7.27 ~ 7.28	8・道路建設・無	津教委文第 32328 号	8.1	小郷利幸	
官衙・美作国府跡	周知	山北 5	16.8.12	10・個人住宅・有	津教委文第 34057 号	8.17	小郷利幸	国庫補助事業
散布地・大田大瀧遺跡	周知	大田 142 - 1	16.10.1	115・宅地造成・無	津教委文第 45276 号	10.4	小郷利幸	
官衙・美作国府跡	周知	総社 18 - 3	16.11.29 ~ 12.7	44・宅地造成・有	津教委文第 167 号	12.8	小郷利幸	

2. 現地説明会

林田池ノ内遺跡（地元町内会を中心とした説明会）

平成16年 4月26日～28日

D. その他の事業

1. 遺跡の保存・管理

- 《国指定史跡》 美和山古墳群清掃・草刈・剪定、三成古墳草刈
- 《県指定史跡》 日上天王山古墳・日上畝山古墳群草刈、久米廃寺跡草刈
- 《市指定史跡》 沼遺跡草刈・剪定、井口車塚古墳・正仙塚古墳・剣戸古墳群・飯塚古墳・煙硝蔵跡草刈
- 《未指定》 津山中核工業団地内古墳（一貫東1号墳）公園草刈



市指定史跡国分寺飯塚古墳（上：草刈前・下：草刈後）



美和山1号墳台風被害状況



日上天王山古墳台風被害状況

その他史跡及び未指定関係の古墳、城跡関係で倒木被害が多く見られる。この内、土地所有者などにより倒木除去がおこなわれているものもある（近長四ツ塚古墳群・荒神山城跡など）。また、市指定の医王山城跡は倒木被害がひどく登山道の開通の目途がつかない。

2. 津山やよいライオンズクラブ奉仕作業

沼遺跡の草刈

3. 台風23号関連倒木除去作業

- 《国指定史跡》 美和山古墳群倒木除去、墳丘の修復、遊歩道の改修、説明板修繕
- 《県指定史跡》 日上天王山古墳・日上畝山古墳群倒木除去、「古冢」碑修繕
- 《市指定史跡》 正仙塚古墳、煙硝蔵跡、神楽尾城跡、沼遺跡倒木除去

第Ⅱ部 調査の概要

市内遺跡試掘・確認調査報告（平成13～16年度）

津山市が平成13年度から16年度に国庫補助事業（市内遺跡発掘調査等）でおこなった事業の内、各種開発に伴う試掘・確認調査の報告である。各年度とも1件の試掘・確認調査をおこなっている。尚、同事業では各年度農業基盤、保存目的に伴う調査も並行しておこなっているが、これらについてはすでに報告済、あるいは別途報告予定のため、ここでは割愛する。

（平成13年度）

（1）山北一丁田遺跡試掘調査

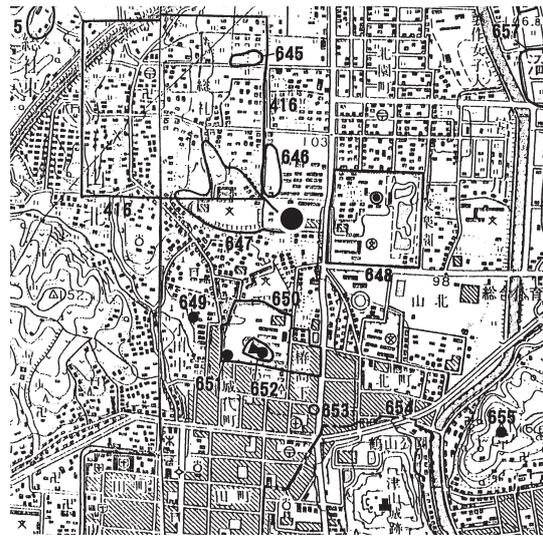
a 調査地 津山市山北432-1番地

b 調査期間 平成13年5月21日

c 調査面積 約33㎡

d 調査の概要

この調査は岡山県立津山工業高等学校創立60周年記念館建設に伴うものである。建設予定地は周地の遺跡の範囲内ではないが、隣接して山北一丁田遺跡（第1図No.647弥生時代の集落跡、第2図）が存在しており、遺跡の広がり推測された。このため原因者と協議をおこない平成13年5月1日付けで埋蔵文化財確認調査についての依頼書が提出された。そのため、建設予定地のほぼ中央に、南北方向のトレンチ（幅2.2m、長さ15.2m）を1箇所設定した（第3図）。



第1図 位置図（S=1:25,000）

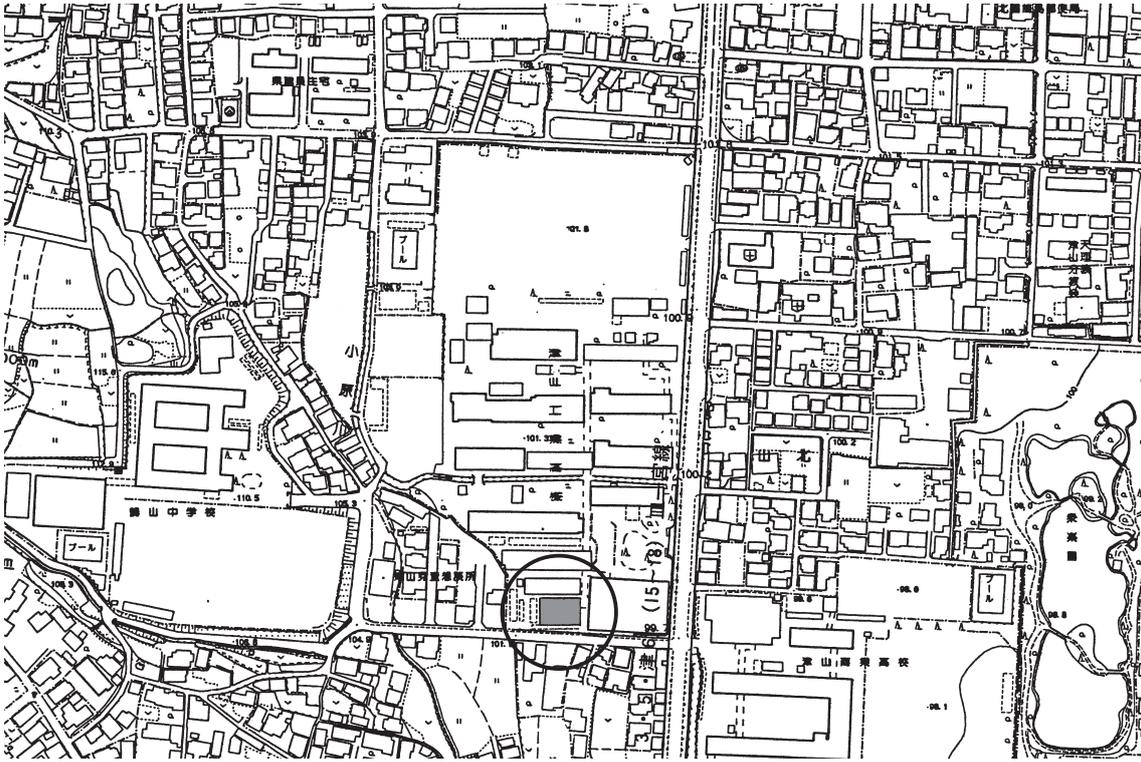
調査は重機（バックホー）を使用して表土等を除去した後、人力で精査し遺構・遺物の検出につとめた。

第4図がトレンチの平面・土層図である。旧建物の基礎はすでに除去されていたため、基本層序は灰色の耕作土（1層）の下に黒灰色土（2層）、黄褐色土（3層）の2層があり、その下は礫層である。また、今回の調査で遺構は検出されておらず、土器片などの遺物も一切出土していない。なお、トレンチ北よりにある細長い落ち込みは、3層上面から掘り込まれているもので、自然の穴（風倒木痕？）である。

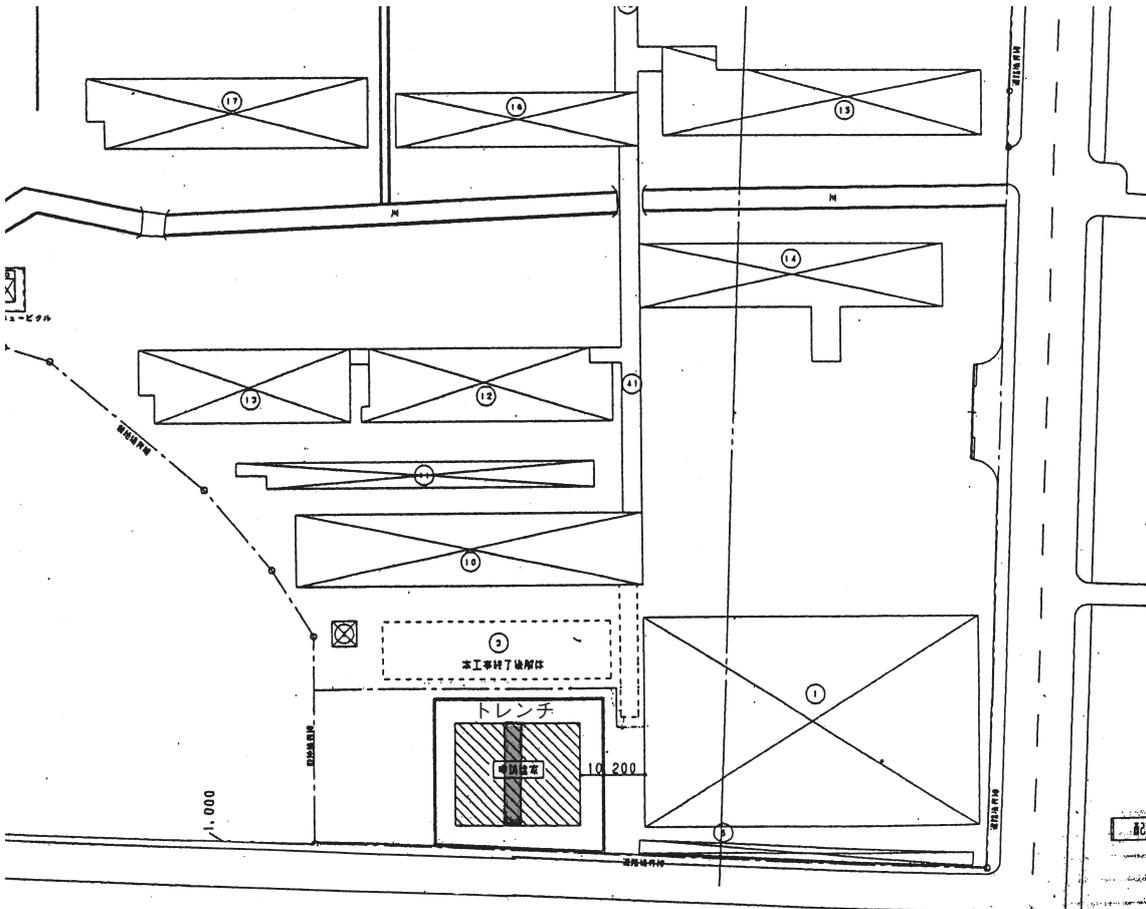
調査後は重機で埋め戻した。

e ま と め

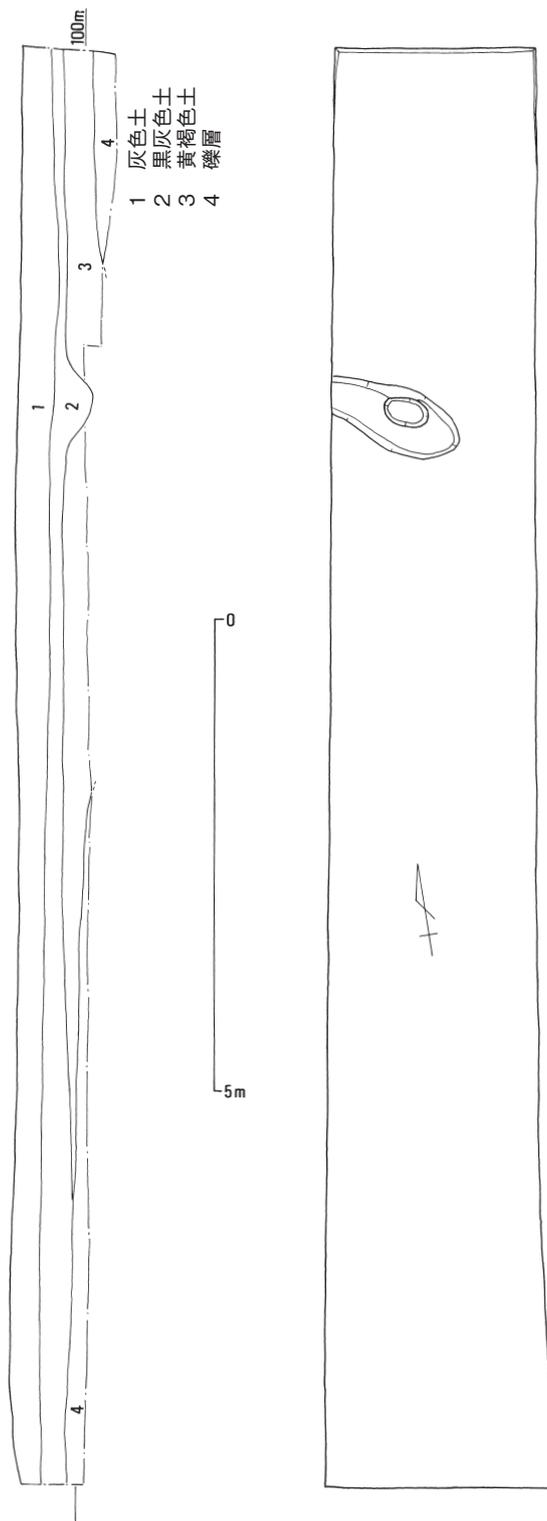
今回の調査結果から、遺構・遺物は一切見られない。そのため本建設予定地はトレンチ同様の地形が続くものと判断され、開発予定地内における遺跡の広がりは見られない。



第2図 周辺地形図 (S = 1 : 5,000)



第3図 トレンチ位置図



第4図 トレンチ平面・土層図 (S = 1 : 80)

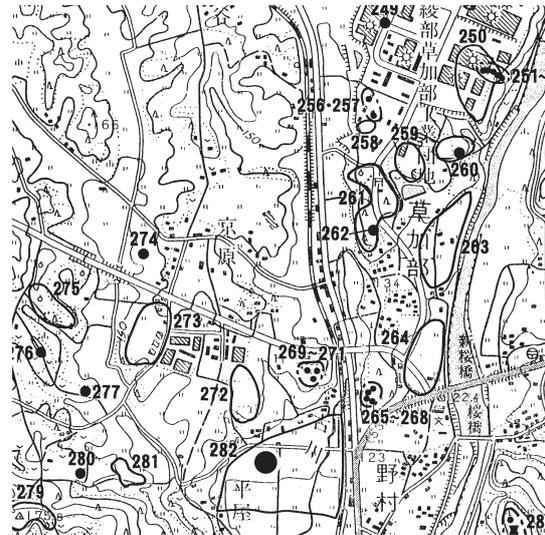
(平成 14 年度)

(1) 野村沖田遺跡確認調査

- a 調査地 津山市野村424-1番地
- b 調査期間 平成14年9月13日
- c 調査面積 約50㎡
- d 調査の概要

野村沖田遺跡は、津山市の北東部加茂川右岸の平地に位置する(第1図No.282)。古墳時代から中世の土器が採集されており散布地とされている。

今回の調査はこの散布地の北部で計画されている住宅地造成に伴うものである(第2図)。平成14年8月19日付けで原因者から文化財保護法第57条の2第1項に基づく埋蔵文化財発掘の届出が提出された。それによると造成面積1700㎡で工事自体は耕作



第1図 位置図(S=1:25,000)

土を除去し盛土によるものであるが、計画内に道路(道幅5m)が敷設されるため、その部分の調査をおこなった。

道路予定部分に幅2m、長さ25m程のトレンチを1箇所設定した(第3図)。調査は重機(バックホー)により表土等を除去し、その後は人力で精査し遺構の検出につとめた。

第4図がトレンチの平面・土層図である。基本層序は耕作土(1層)の下に床土(2層)があり、その下に遺物をほとんど含まない層(3層)があり、その下は粘土質の層(4層)である。この4層からは須恵器片や小礫が出土し、河川の氾濫による遺物の包含層と推測されるが、大きめの石はほとんど見られない。その下の5層は現状では遺物を含まない粘土質の層で厚さ25cm以上はある。5層目までの深さは1m近くあり、それより下は工事との関係もあり確認していない。この5層目がある時期の生活面とも考えられるが、遺構・遺物は確認されていない。なお、トレンチの中ほどには暗渠排水が東西に通っており、これには竹を使用している。

調査後は重機で埋め戻した。

出土遺物は主に4層目で出土した須恵器、土師器などで、第5図に図示している。

1~4は須恵器である。1は高台のつく杯身の底部片である。2~4は甕で2・3は口縁部であるが同一個体ではない。3の胴部内面は一部剥落しているが、その面に同心円の当て具痕が見られる。4は胴部片で外面には平行タタキでその上にカキメ状のヨコナデを施しており、内面には同心円当て具痕が見られる。5は勝間田焼の椀で底部に高台が廻る。土師器は細片のため器形もわからず図示していない。これら出土遺物の内1は古代、2~4は古墳時代から古代、5は中世の遺物である。

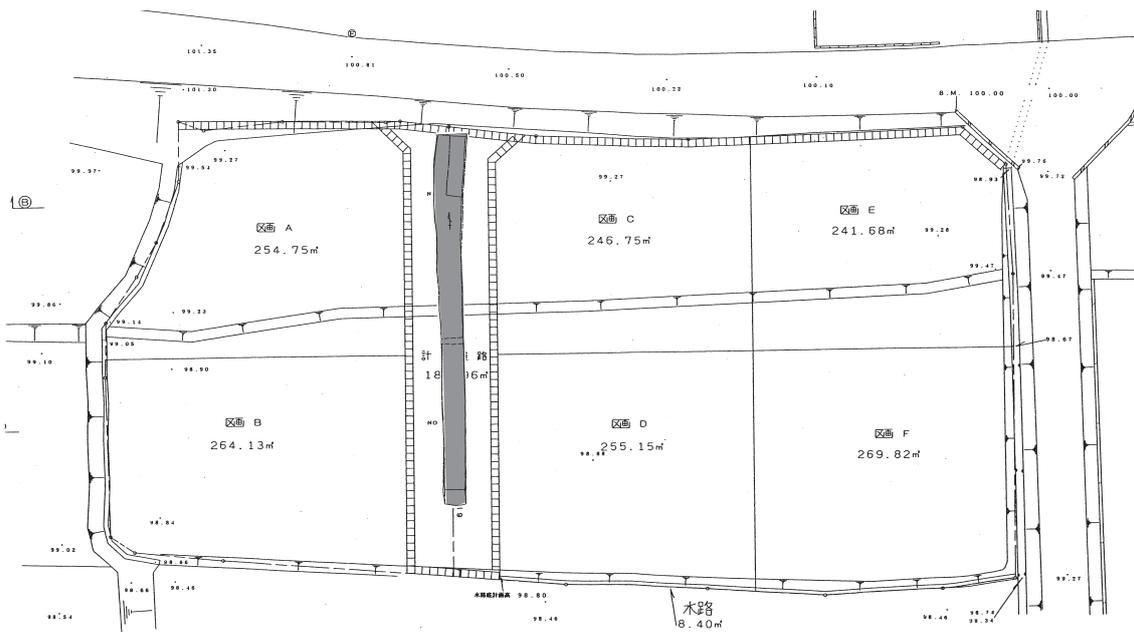
e ま と め

今回の調査から遺物の出土はあったものの遺構は確認されなかった。そのため少なくとも道路部分の未調査部分に遺構等の広がりは見られないものと判断される。また、これら遺物は洪水などにより流れてきたものの可能性があるが、地形的にみて周辺地域にこれに伴う遺構が存在している可能性もある。

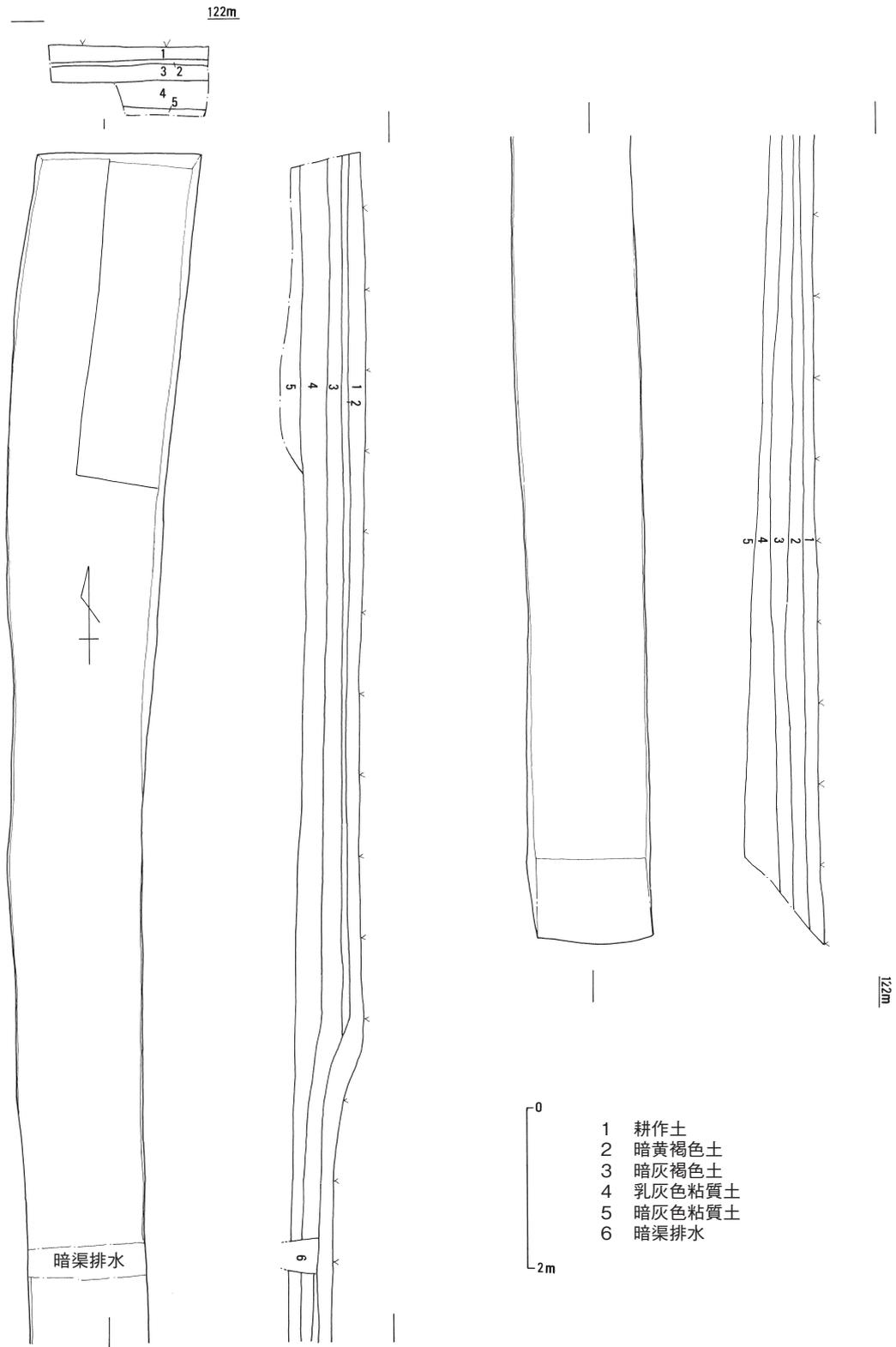
さらに今回確認していない5層目より下にさらに古い時期の遺構等が存在する可能性も考えられる。



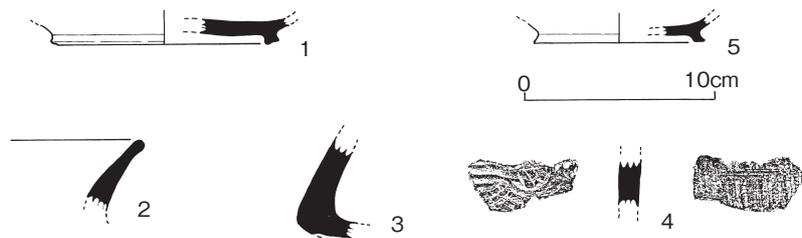
第2図 周辺地形図 (S = 1 : 5,000)



第3図 トレンチ位置図 (S = 1 : 500)



第4図 トレンチ平面・土層図 (S = 1 : 80)



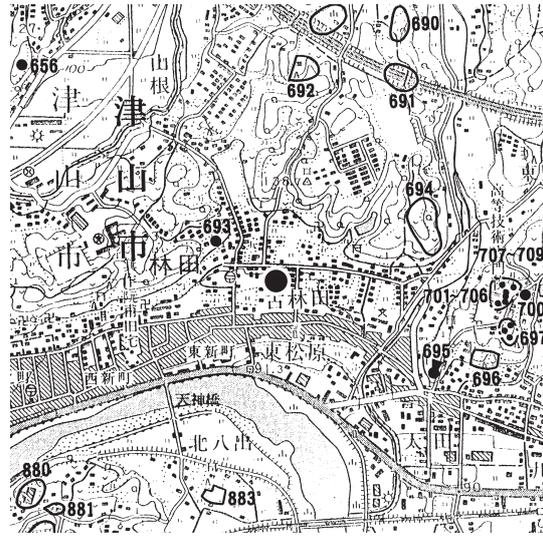
第5図 出土遺物 (S = 1 : 4)

(平成 15 年度)

(1) 津山市林田地内試掘調査

- a 調査地 津山市林田 806 - 18 番地
- b 調査期間 平成 15 年 5 月 12 日～5 月 16 日
- c 調査面積 約 8 m²
- d 調査の概要

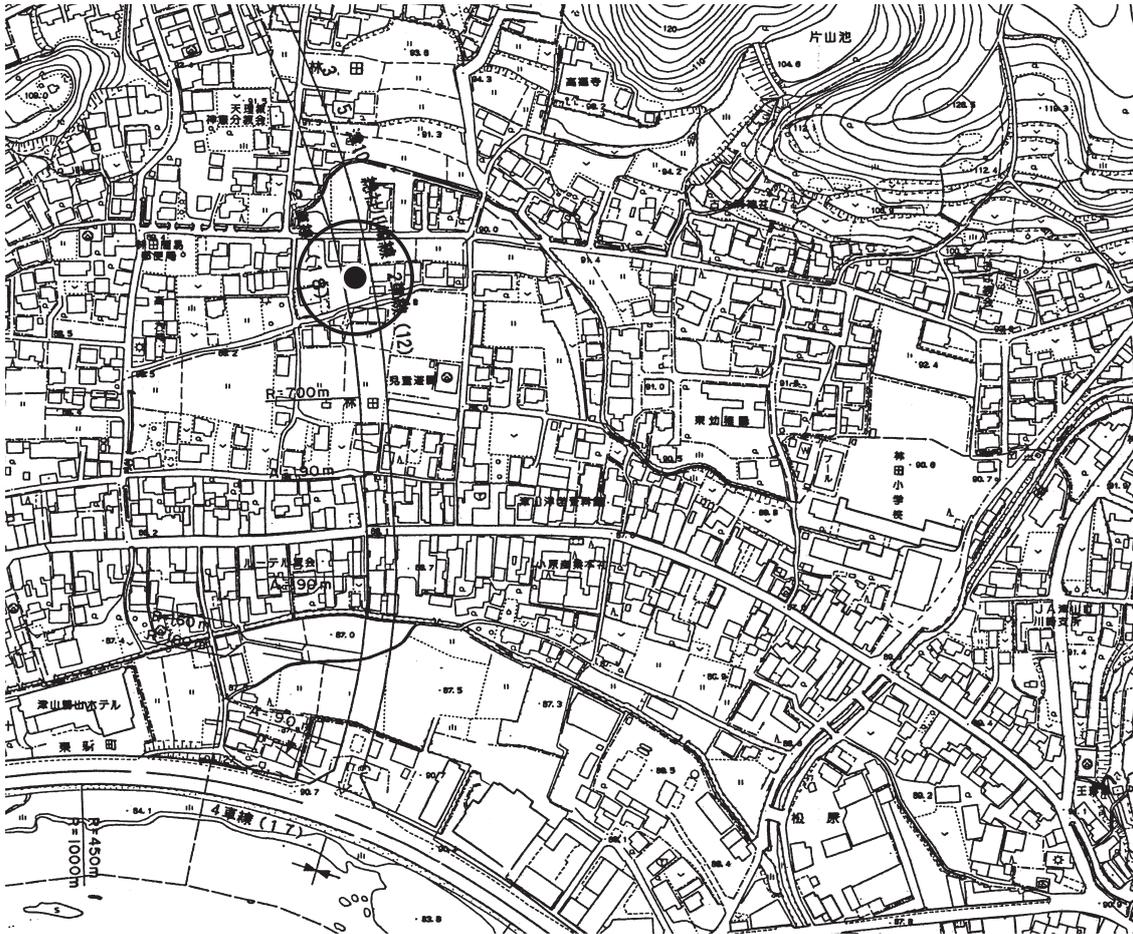
津山市の総社から川崎に至る都市計画道路が計画され、その内の林田 - 川崎間の路線内には周知の遺跡は存在しないが、地形的にその可能性がある部分については事前に試掘調査をおこない埋蔵文化財の有無を確認することで、事業を担当する市土木課と同意していた。平成 15 年 4 月 18 日付けで津山市長中尾嘉伸から埋蔵文化財調査の依頼書が提出された。それに伴い試掘調査をおこない高所の緩やかな丘陵



第 1 図 位置図 (S = 1 : 25,000)

部では中世頃の集落の存在が確認された。今回の試掘調査はこの集落推定部分の南側、低地部でおこなった (第 1・2 図)。

トレンチは長さ 4 m、幅 2 m で 1 箇所設定した。調査地は畑のため人力で掘り下げ遺構の検出をおこ

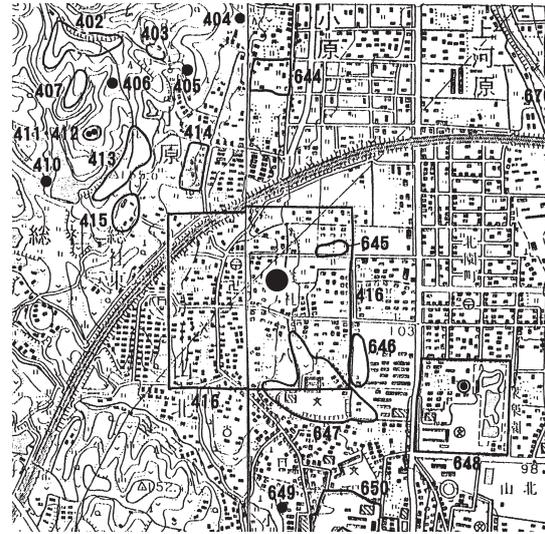


(平成 16 年度)

(1) 美作国府跡 (津山市山北 5 番地) 確認調査

- a 調査地 津山市山北 5 番地
- b 調査期間 平成 16 年 8 月 12 日
- c 調査面積 約 10 m²
- d 調査の概要

美作国府跡は津山市街地の中心部、宮川右岸の段丘上にあり (第 1 図 No.416)、昭和 61 年から平成 4 年の確認調査などで、溝と塀に囲まれた中に主要な建物群などが存在する事、これとは時期が異なる建物群が存在する事などが知られている。現在国府跡の中心部は宅地化が進んでおり、建物のないわずかの部分や建物の建替え時の調査しかできないのが現状である。

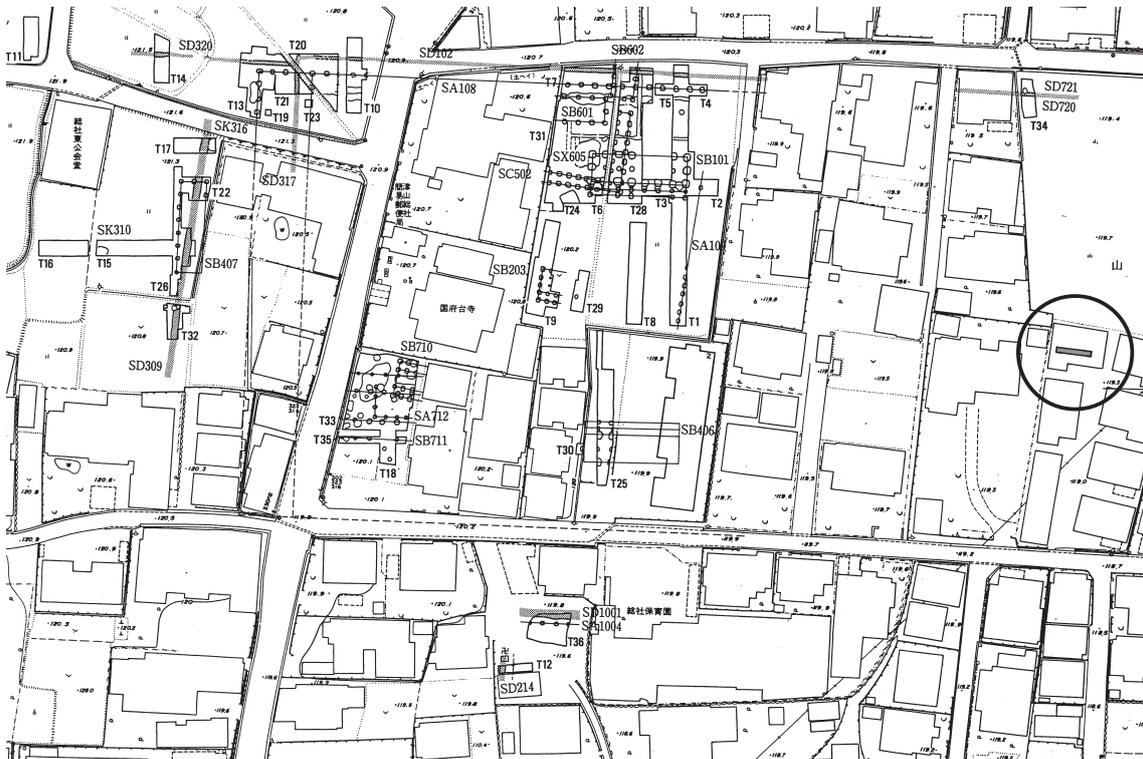


第 1 図 位置図 (S = 1 : 25,000)

今回の調査はこの溝と塀に囲まれた建物群の存在する地点の東側である (第 2 図)。平成 16 年 7 月 13 日付けで原因者から文化財保護法第 57 条の 2 第 1 項に基づく埋蔵文化財発掘の届出が提出された。それによると既存の平屋の建物を壊して、2 階建ての住宅に建替える工事がおこなわれ、基礎部分では地下掘削を伴う。そのため事前に確認調査を実施する事とした。

住宅建設部分のほぼ中央に、幅 1.5 m、長さ 6.7 m 程 (調査面積 10 m²) のトレンチを東西方向に設定した (第 3 図)。造成地であるため、重機 (バックホー) で表土の除去をおこない、その後は人力で遺構の検出をおこなった。

第 4 図がトレンチの平面・土層図である。土層は造成土 (1 層) の下が耕作土 (2 層) でその下はす



第 2 図 トレンチ配置図及び周辺地形図 (S = 1 : 1,500)

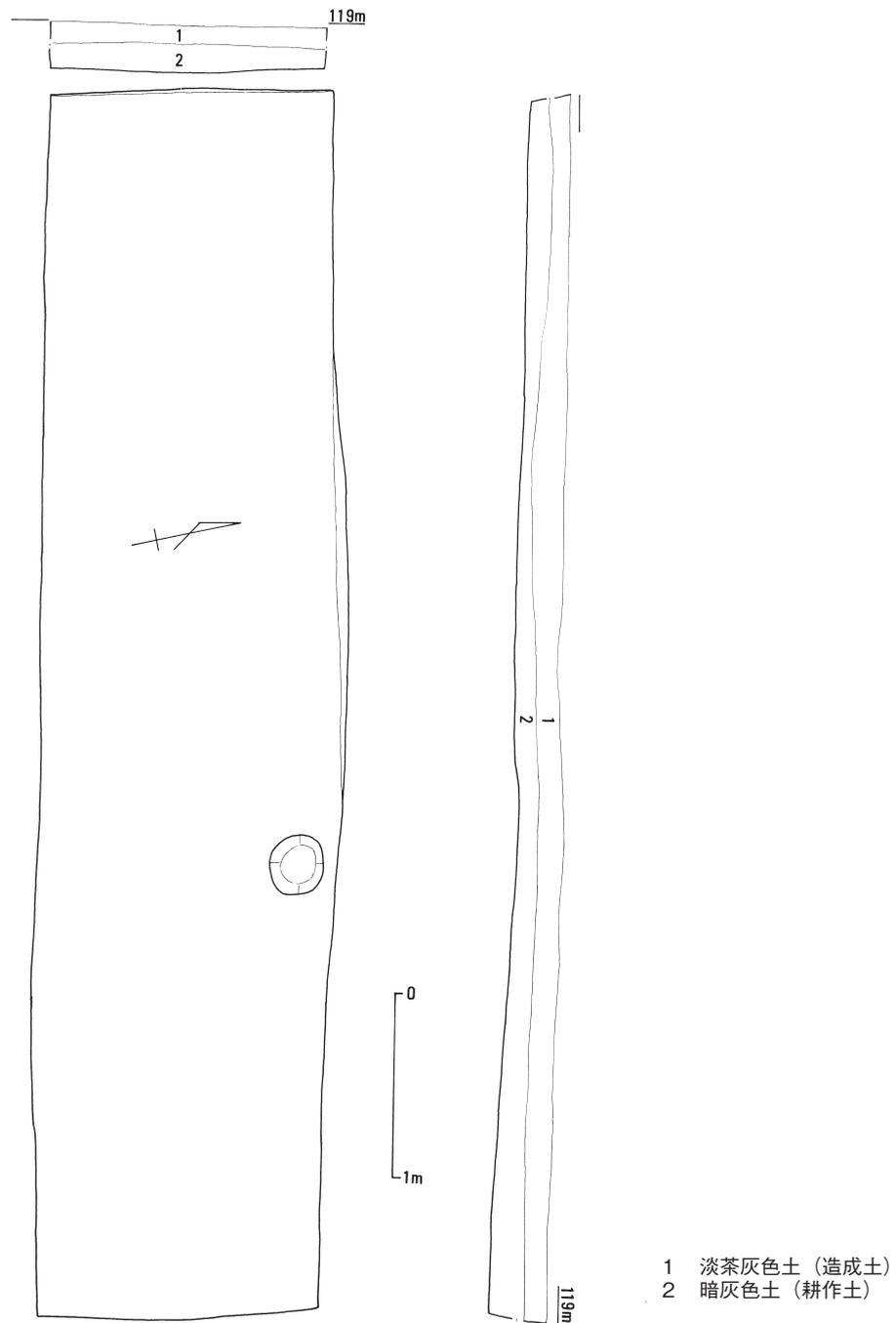
ぐ地山である。遺物の包含層は見られない。地山は東に向かって緩やかに傾斜している。現地表面から深さ30cm程で地山面に達する。検出した遺構は径30cm程の柱穴1個で、深さは14cm程で浅いものである。この柱穴の埋土はほぼ1層で内部から微量の土師質土器片が出土したが、図示できるものではない。

その他の遺構は見られず、出土遺物は微量の土器片のみである。

eま と め

今回の調査の結果、遺構が少なく、出土遺物もほとんど見られない事から、住宅建設部分に遺構の広がりが見られる可能性は低いものと判断される。また比較的浅い地点で地山面を検出したため、地山面がすでに削平されている可能性も大きい。ただ中心の建物群の見られる地点から緩やかに傾斜しているものの、本地点が地形的には高台の平らな部分の続きである事から、周辺地域に建物などの遺構が存在する可能性は十分考えられる。

(小郷利幸)



第4図 トレンチ平面・土層図 (S = 1 : 40)



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



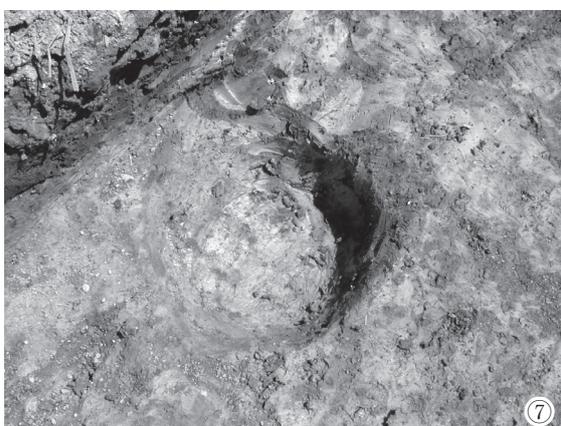
⑧

1 山北一丁田遺跡調査前
2 トレンチ全景

3 土層
4 調査風景

5 野村沖田遺跡トレンチ全景
6 土層

7 調査風景
8 調査風景



1 林田地内調査前
2 トレンチ全景

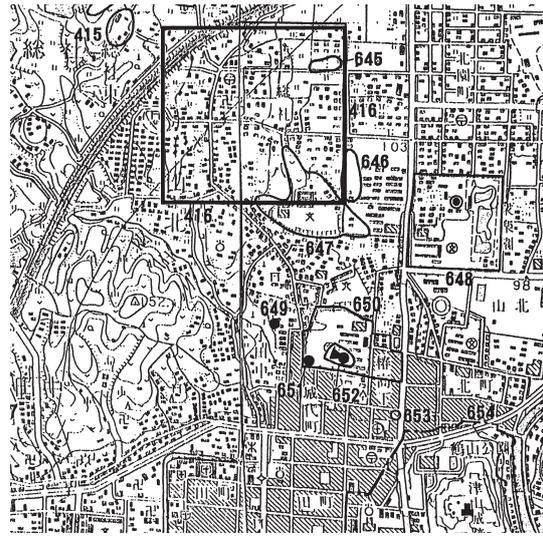
3 土層
4 調査風景

5 美作国府跡調査前
6 トレンチ全景

7 柱穴
8 調査風景

美作国府跡確認調査報告（平成14・16年度）

美作国府跡は津山市街地の中心部、宮川右岸の段丘上にあり（第1図）、昭和61年から平成4年の確認調査など（註1）で、溝と塀に囲まれた中に主要な建物群などが存在する事、これとは時期が古い建物群（郡衙？）などがある事が知られている。また、その後も住宅の建設や建替えなどによる確認調査、立会がおこなわれ、最近の立会では須恵器に「苦」が刻印されているものが出土し（第2図⑤、註2）、これら須恵器が苫田郡衙へ調納された可能性も指摘されている。現在国府の中心部は宅地化が進んでおり、現在の建物のない部分や建物の建替え時の調査しかできないのが現状である。



第1図 位置図（S = 1 : 25,000）

美作国府跡の各種開発に伴う確認調査を平成14年度に1件、平成16年度に3件おこなっている。以下その概要について報告する。なお、平成16年度の1件（第2図④）については、国庫補助事業でおこなっているので、本誌の市内遺跡試掘・確認調査報告を参照していただきたい。

（1） 美作国府跡（津山市総社28-1番地）

－ 保育園増築に伴う確認調査 －

a 調査地 津山市総社28-1番地

b 調査期間 平成15年1月15日～16日

c 調査面積 約15㎡

d 調査の概要

今回の調査は溝に囲まれた建物群の存在する地点の南側で保育園の増築がおこなわれるため、事前に確認調査をおこなった（第2図①）。

調査箇所には、古い建物があり、それを撤去して新築する工事計画で、平成14年10月17日付けで原因者から埋蔵文化財発掘の届出が提出された。その時点では建物建設予定地全域にトレンチを入れる予定であった。その後、建物の半分がすでに建てられている事が判明したため、急遽原因者と協議し、残りの半分については古い建物除去後に確認調査をおこなうことで同意した。調査は平成15年1月15日～16日におこない、16日に埋め戻した。

幅1.5m、長さ10m程のトレンチを開発予定地に南北に設定した（第3図）。元々造成地のため表土は重機（バックホー）で除去し、その下の遺物を含む層も遺物のほとんどが細片のため重機を使用して掘り下げ、できるだけ遺物の採集につとめた。遺構の検出掘り下げは人力でおこない、埋め戻しは重機を使用した。

第4図が平面・土層図である。遺構としては、北側で幅2～2.4m、深さ20cm程の浅い溝状遺構を確認した。この溝は地山ブロック土で一度整地された上から掘り込まれている。トレンチ南側の土層でも浅い溝状の落ち込みがあるが、反対側では確認できないため、溝とは断定できない。その他の遺構は



第 2 図 トレンチ位置図及び周辺地形図 (S = 1 : 1,000)

見られない。土層は5層で1層はマサ土による造成土、2・3層は耕作土である。4層は鉄分を含む層で、5層は地山のブロック土である。遺物は2から5層を中心に出土する。現地表面から地山面までの深さは、南側で1.9 mを測る。

遺物はコンテナで約1箱分はあるが、いずれも細片になっている。大半が勝間田焼や土師器で、須恵器や瓦などは少数である。その内図示できたのを第5図に載せている。

1～3は須恵器で1は杯蓋で宝珠つまみが付く。2・3は杯身で高台がめぐる。4～9は土師器である。4は杯で底部の切り離しは回転糸切り、5～7は小皿で5の底部の切り離しは回転ヘラ切りである。8・9は台付きの小皿などの底部である。10～15は勝間田焼である。いずれも碗で10・11は口縁部片、12～15は底部で12は高台がめぐる。底部の切り離しはいずれも回転糸切りである。

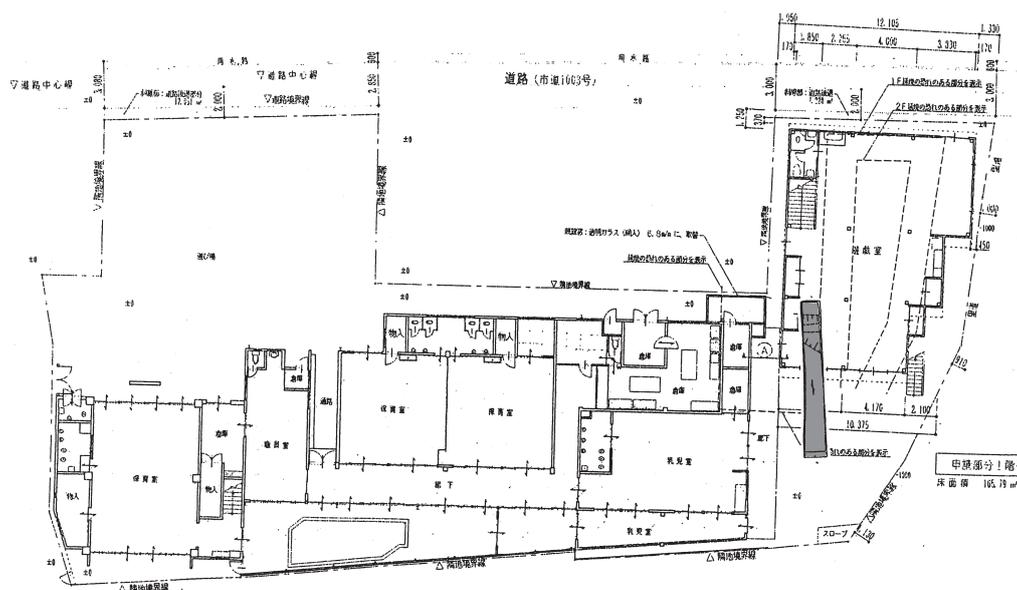
これら出土遺物の内、1～3は古代、それ以外はほぼ中世に属する。出土遺物の大半は後者である。

eま と め

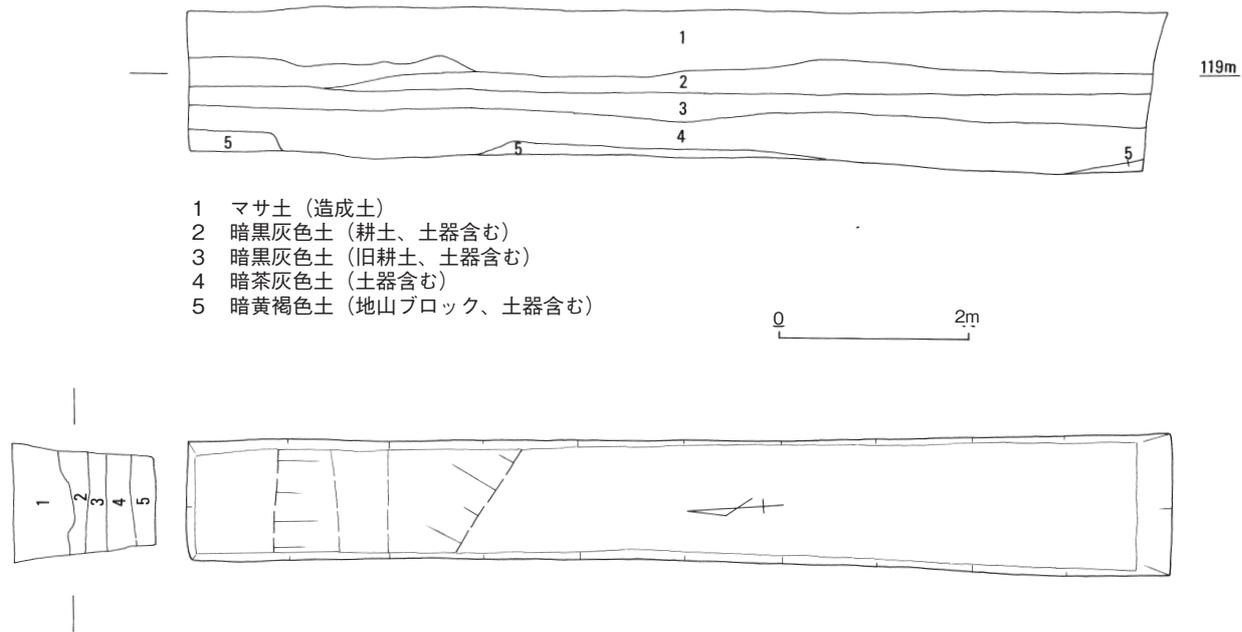
今回の確認調査では、遺物の包含層は見られるが、溝状遺構以外に明瞭な遺構は検出されていない。また、溝自体の時期も明瞭でない。今回検出した溝の西側ではかつての調査(T 36、第2図)で溝(SD1001)と柱穴列(SA1004)を検出している。位置的にはその溝の延長線状に今回検出した溝はある。T 36の溝は深さ50 cmとしっかりとした溝である事から、今回検出した溝と同一かどうかは明瞭では無いが、溝の底が平らで同様な形状である事、溝底のレベルも本溝の方が若干低い事から同一の可能性は大きい。ただ溝の幅が東西で異なるため、この辺りで溝が曲がっている可能性もある。またT 36ではこの溝の南に柱穴列があるが今回は検出されていない。この柱間が2.65 mある事からトレンチの幅が1.5 mと狭いため調査区外に存在する可能性はある。また本地点の地山が北から南に緩やかに傾斜していて、中世の遺物が多く見られる包含層がかなりの厚さある事から、中世以降に大規模に整地されている事が考えられる。

(註1) 安川豊史「美作国府跡」『津山市埋蔵文化財発掘調査報告第50集』津山市教育委員会1994など

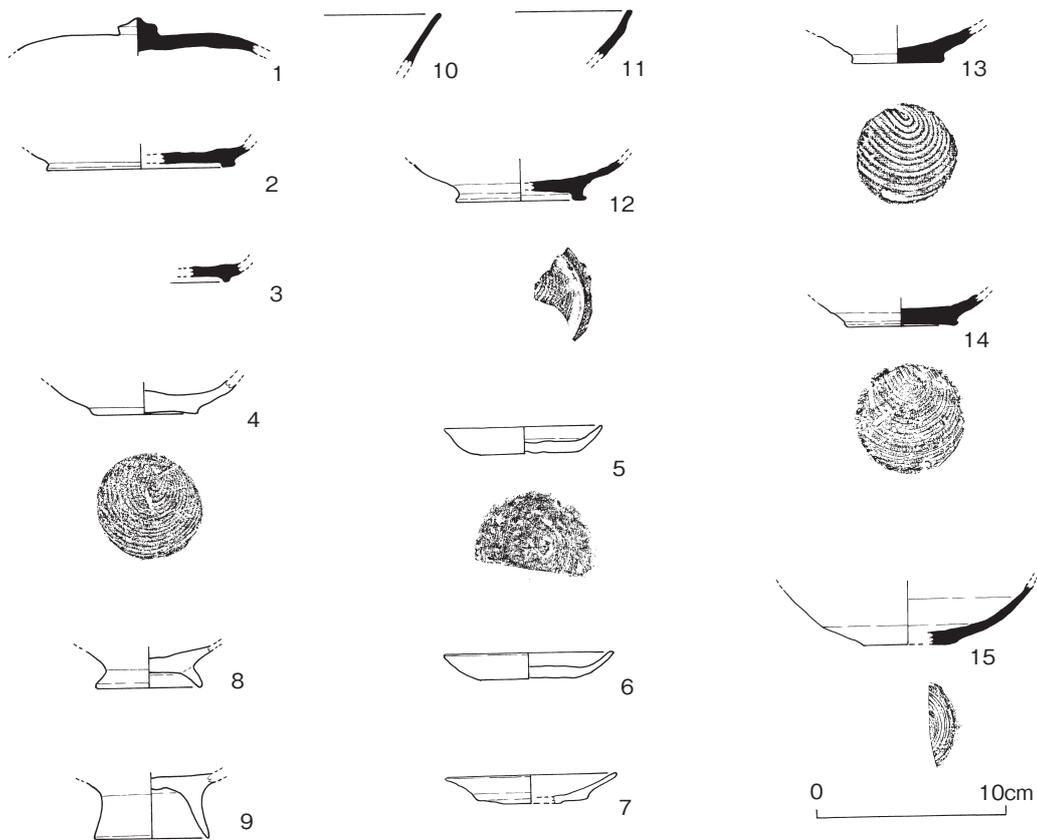
(註2) 中山俊紀「美作国府跡出土の刻印及び墨書土器」『年報津山弥生の里第10号』津山弥生の里文化財センター2003



第3図 トレンチ位置図 (S = 1 : 500)



第4図 トレンチ平面・土層図 (S = 1 : 80)



第5図 出土遺物 (S = 1 : 4)

(2) 美作国府跡 (津山市総社18-3番地)

- 宅地造成に伴う確認調査 -

a 調査地 津山市総社18-3番地

b 調査期間 平成16年11月29日～12月7日

c 調査面積 約44㎡

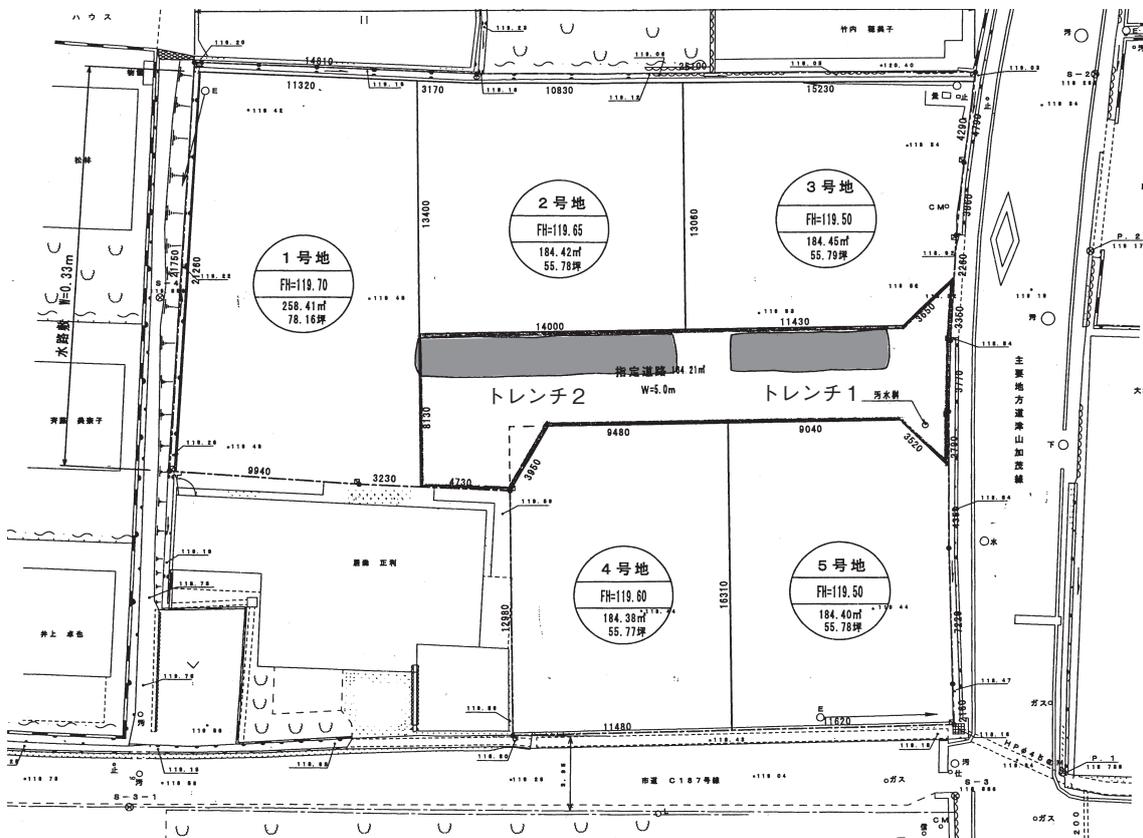
d 調査の概要

今回の調査は溝と塀に囲まれた建物群の存在する地点の南側、総社宮の参道入口北側である(第2図②)。平成16年10月13日付けで原因者から文化財保護法第57条の2第1項に基づく埋蔵文化財発掘の届出が提出された。それによると宅地造成工事(約1,190㎡)が計画され、工事は盛土でおこなわれるが、新たに道路が付設されるため、道路部分について事前に確認調査を実施する事とした。調査は平成16年11月29日から12月1日、埋め戻しは12月7日におこなった。

新たに付設される道路は幅5m、長さ27m程の東西方向の道路で、その北側約半分程にトレンチを設定した(第6図)。調査地は元々宅地であり造成がおこなわれているため、重機(バックホー)を使用して造成土を除去していった。その結果、コンクリートによる構造物が途中にありこれをさけたため、トレンチは2箇所に分断された。東側をトレンチ1、西側をトレンチ2とする。なお遺構の検出、掘り下げは人力でおこない、埋め戻しは重機を使用した。

第7図がトレンチの平面・土層図である。

トレンチ1 幅2m、長さ8mで、造成土(1・2層)の下に土器を含む包含層(4・5層)がある。トレンチの東側には溝のような落ち込み(SD1、幅4.5m以上、深さ40cm)があり、2段掘りの形状で

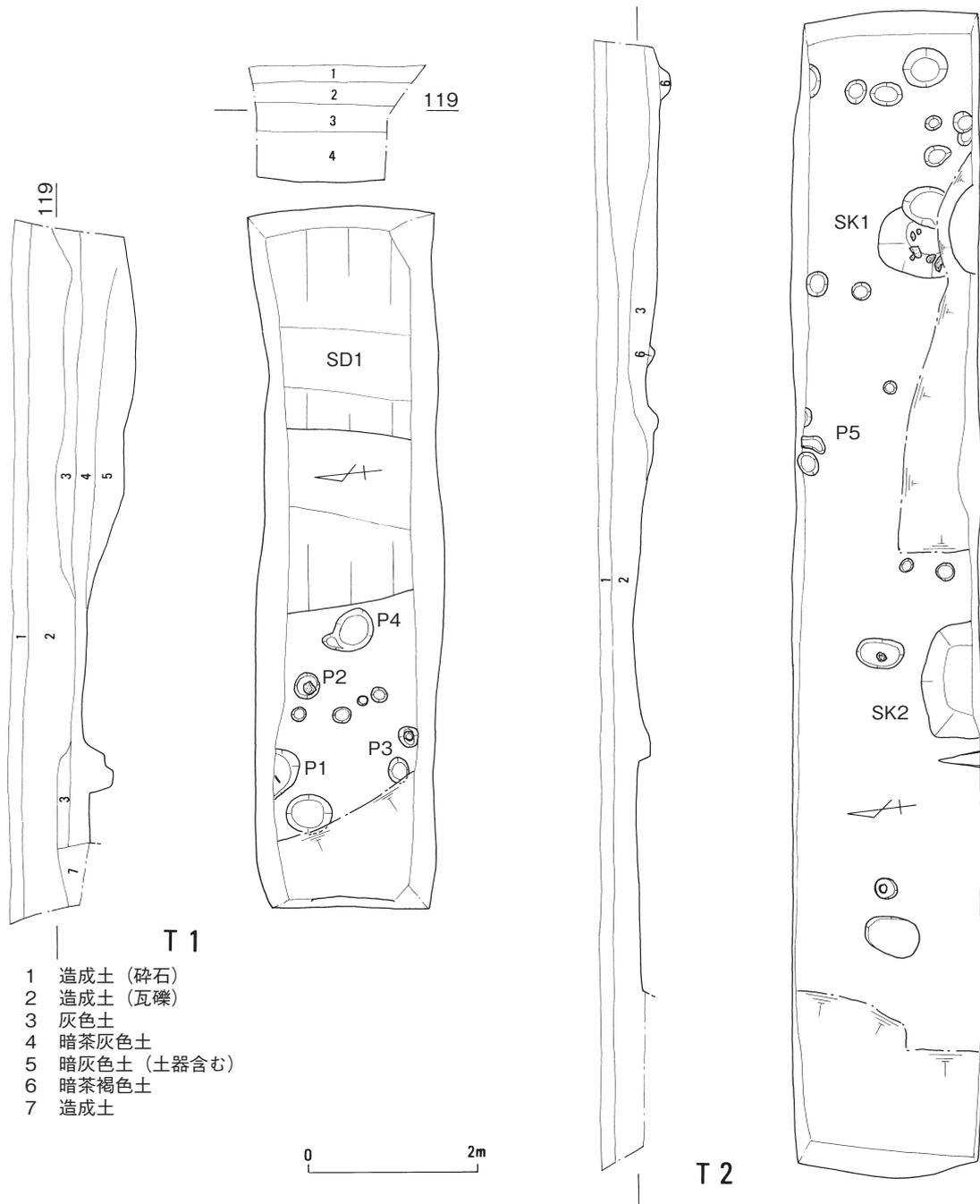


第6図 トレンチ位置図 (S = 1 : 400)

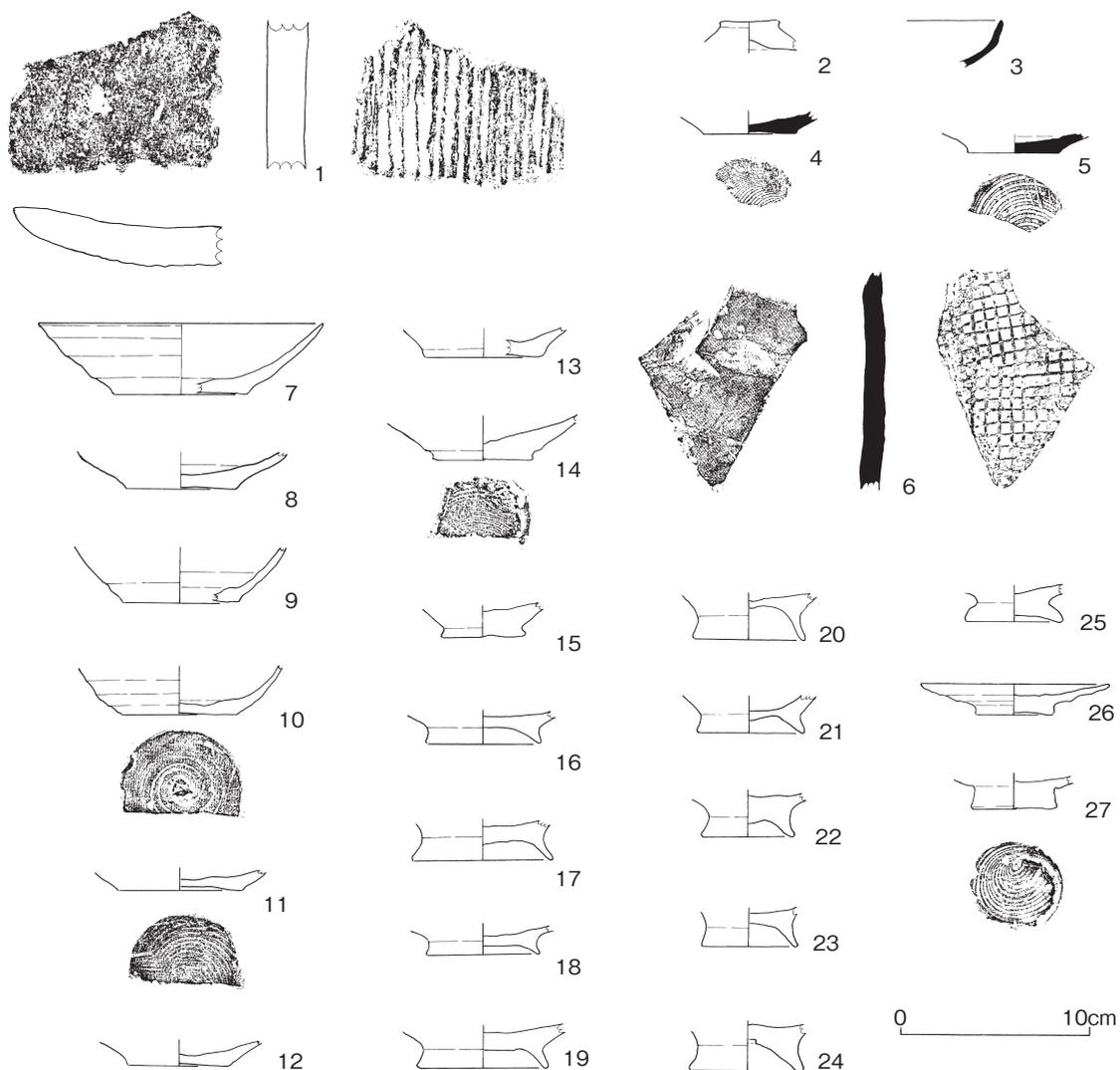
ある。西側には柱穴が11個程あるがいずれも小規模なものである。柱穴1（P1）から平瓦片が1点出土し、P2・3から土師器、P4から柱痕が出土した。

トレンチ2 幅2m、長さ13.8mで造成土の下はすぐ地山面である。このトレンチの東側南寄りと西側には旧宅地時の構造物などによる掘り込みがあり、地山が大きく改変されている。検出した遺構は柱穴と大きめの土壇である。前者はトレンチ1同様小規模なもので、後者は南寄りに2個あり、東側のSK1は構造物の掘り込みにより一部が欠損する。現状で径70cm、深さ22cmを測り内部から石が数点と土師器・勝間田焼片が出土した。西側のSK2は調査区外に続く長方形の土壇で、長さ140cm、幅60cm以上、深さ40cmを測り埋土は1層、出土遺物も瓦・土師器などが少量ある。

トレンチ1・2の出土遺物を第8図に図示している。



第7図 トレンチ平面・土層図（S = 1 : 80）



第8図 出土遺物図 (S = 1 : 4)

1はP 5出土の平瓦で、凸面は平行叩きが見られ、2次的に火を受けている。2は胎土から弥生土器の蓋と考えるが、底部の可能性もある。3～6は勝間田焼で3～5は碗、6は甕の破片で外面に格子目叩きが見られる。4はP 5、6はSK 2から出土した。7～27は土師器で全体がわかるものは少ない。7～15は碗で10の底部はヘラ切り、11の底部は糸切りである。16～25は高台付きの碗ないしは皿であるが全体像がわかるものはない。26・27は皿である。7・8はP 3、9はP 1、13はP 2から出土した。それ以外は包含層の出土である。

以上トレンチ1・2から出土した土器は古代に属する須恵器や土師器類は見られず、ほとんどが中世頃のものである。そのため、これら柱穴や溝状の落ち込み、土壇などは中世頃のものであろう。

eま と め

今回の調査の結果、美作国府関連の古代に属する、遺構・遺物は少なく、ほとんどが中世に属するものである。また検出した柱穴、土壇も小規模のもので出土遺物も少量である。さらに旧宅地時の構造物などの掘り込みが随所で見られ、特にトレンチの南側では地山面が大きく改変されている事が予測される。そのため、道路予定地の南側については、調査をする必要はないものと判断される。

なおこの道路部分については、下水道管も合わせて付設されるため工事時に立会をおこなっている。その際、遺構面までは達せず遺構・遺物は検出されていない。

(3) 美作国府跡（津山市総社34-1番地）

－ 建物建設に伴う確認調査 －

a 調査地 津山市総社34-1番地

b 調査期間 平成17年3月23日～4月1日

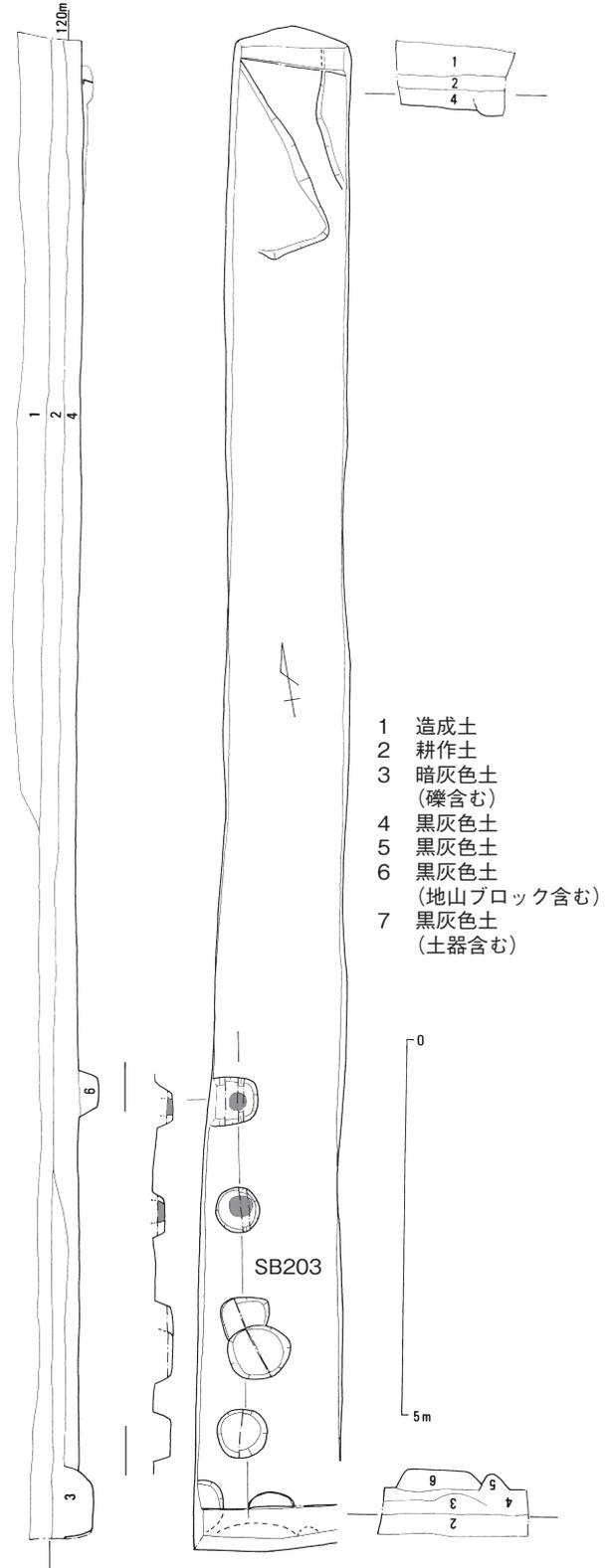
c 調査面積 約35㎡

d 調査の概要

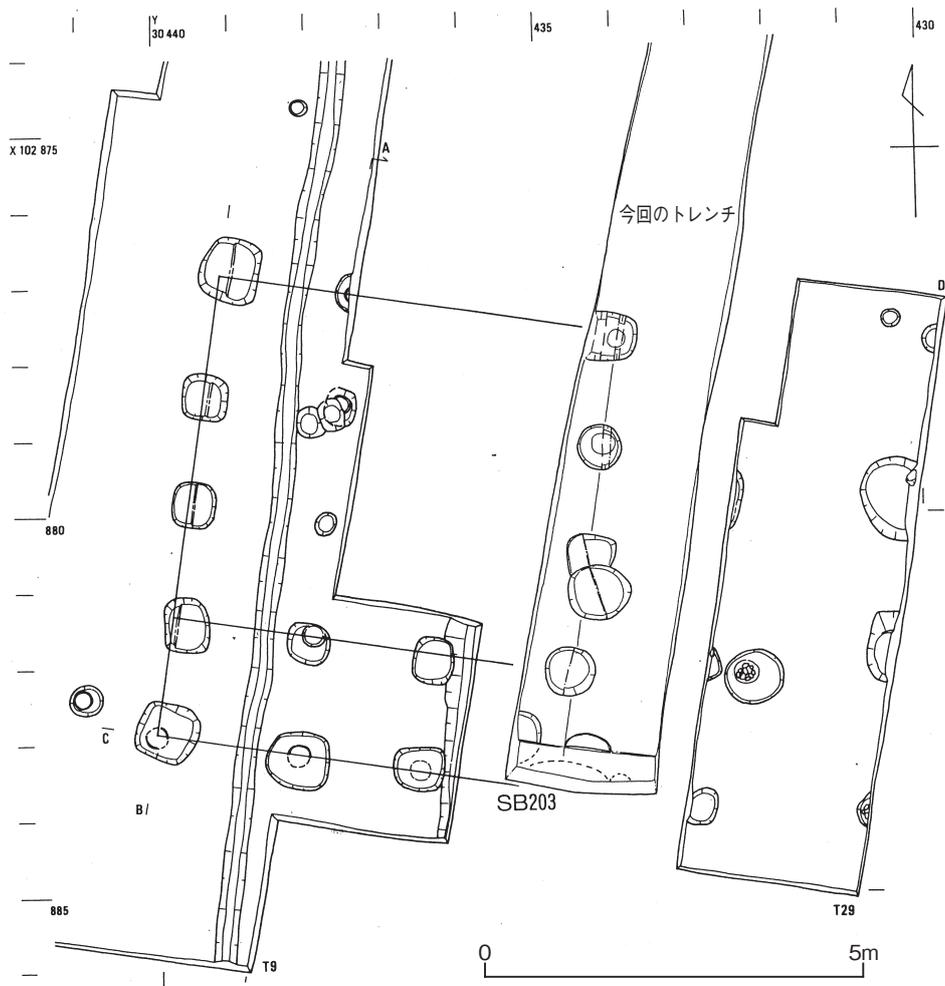
今回の調査は溝と塀に囲まれた中心建物の存在する地点である。平成17年2月17日付けで原因者から文化財保護法第57条の2第1項に基づく埋蔵文化財発掘の届出が提出された。それによると、工事は建物建設で基礎は盛土内におさまり地下掘削を伴わないが、以前の調査では工事予定地の北側は全掘しているものの、南側については未調査部分があるため、この南側については事前に確認調査を実施する事とした（第2図③）。調査は平成17年3月23日から3月28日までおこない、埋め戻しは4月1日におこなった。

工事予定地は南北に細長く元々耕作地であったが、平成14年度に盛土による造成がおこなわれ現在は大半が駐車場となっている。そのため重機（バックホー）を使用して造成土等を除去していった。その後は人力で遺構の検出、掘り下げをおこない、埋め戻しは重機を使用した。

第9図が平面・土層図である。トレンチは幅1.5～2m、長さ20mの南北方向のトレンチで、造成土（1層）の下に耕作土（2層）、その下に礫を含む層（3層）、土器を少量含む包含層（4層）がある。この下が地山面であり遺構面である。トレンチ南側で等間隔に並ぶ柱穴4個を検出した。これらは以前に検出された建物SB203の柱穴列である。掘り方は円形ないしは隅丸方形で北側2個には柱痕跡が見られる。柱痕は径25～30cmを測る。出土遺物はほとんど見られない。また南側の土層断面で土壙状の掘り込みが見られるため、本来は南側にもうひとつ柱穴が存在していたはずであるが、このかなり大きな別の土壙（柱穴か）で壊されているみたいである。また、こ



第9図 トレンチ平・断面図（S = 1 : 100）



第10図 SB203 平面図 (S = 1 : 100)

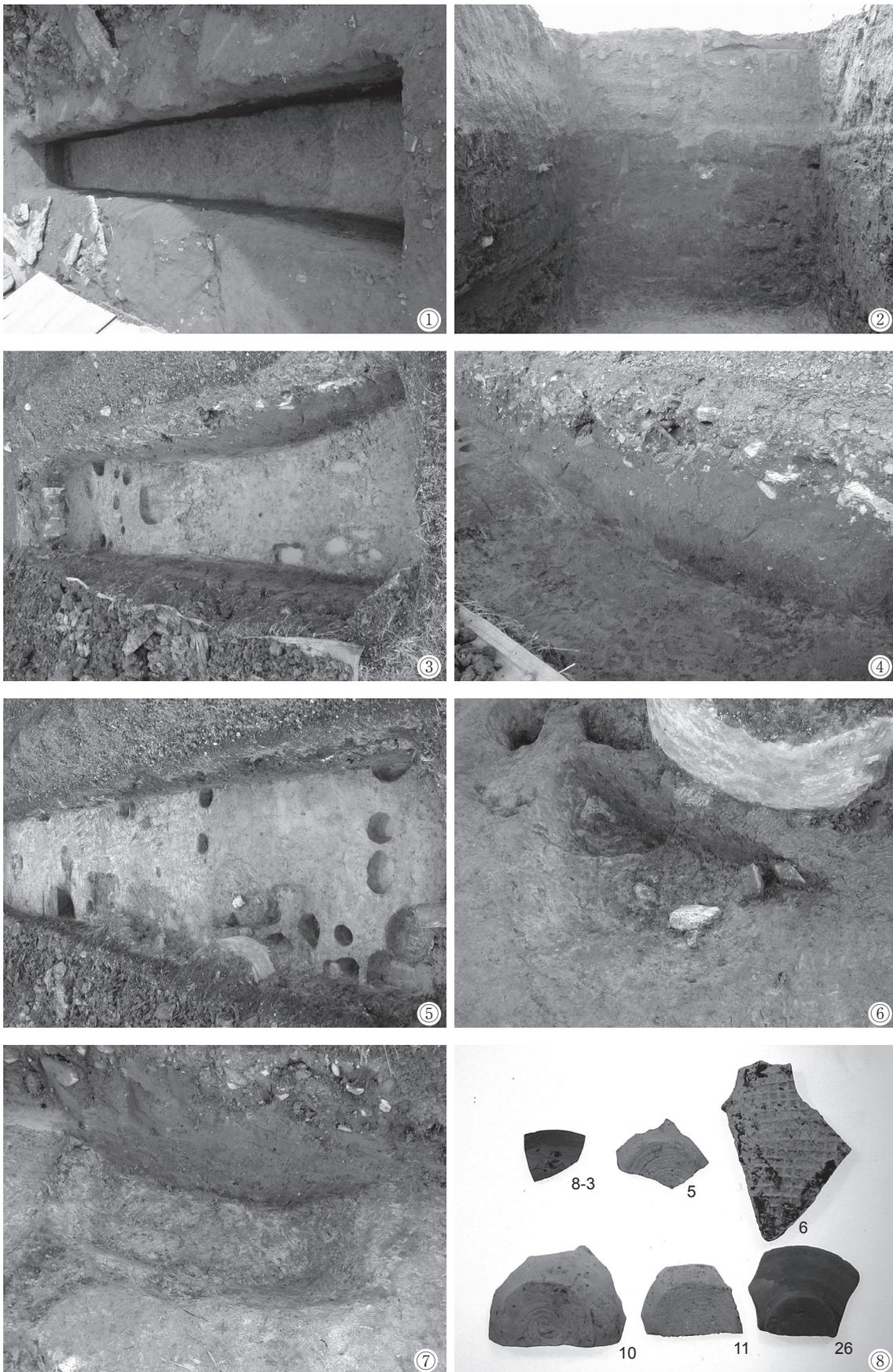
の建物以外にも別の柱穴が複数存在するがいずれも柱痕跡は見られず、現状では建物にもならない。トレンチ北側には住居跡らしき浅い落ち込みがあるが明瞭でない。ただ、土層の7層で弥生土器が見られるため、弥生時代の遺構で、かなり削平を受けているものと見られる。東側の溝は耕作時のものである。

出土遺物は瓦と弥生土器が少量ある。瓦は平瓦と丸瓦で軒瓦は見られず、破片のため図示していないが、いずれも古代に属するものである。

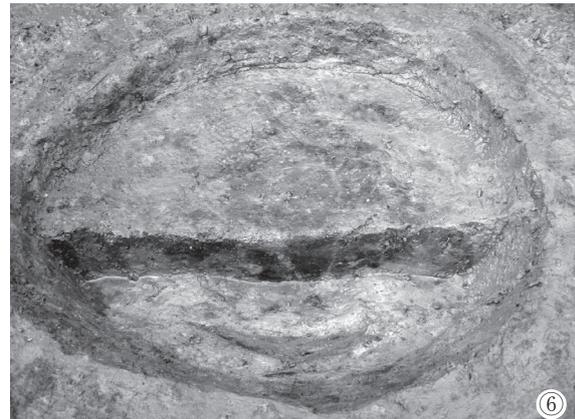
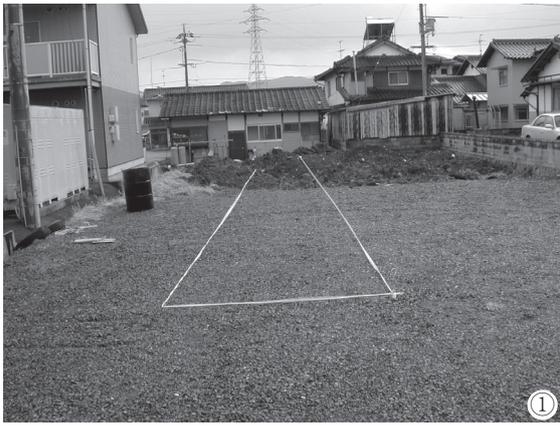
eま と め

今回の調査の結果、以前に検出された建物 SB203 の柱穴列が出土した。前回の調査結果に今回のトレンチをいれたのが第10図である。それによると今回の柱穴列のさらに東側に対応する柱穴列が見られないため、今回検出した柱穴列が東端のものである。そのため SB203 は南面庇をもつ桁行3間、梁間3間の建物であることがほぼ確認された。ほとんど出土遺物がないため時期は明確でないが、建物の方位から美作国府跡の下層遺構である。またこの建物以外の柱穴を検出したが、現状では建物にはならないようである。

(小郷利幸)



1 28-1番地トレンチ全景 3 18-3番地トレンチ1全景 5 トレンチ2全景 7 SK2
 2 土層 4 土層 6 SK1 8 出土遺物



1 34-1 番地調査前 3 トレンチ全景 (南から) 5 柱穴 7 土層
2 トレンチ全景 (北から) 4 SB203 柱穴列 6 柱穴 8 調査風景

よはんはいじ
夜半廢寺跡確認調査報告

— 個人住宅建設に伴う確認調査 —

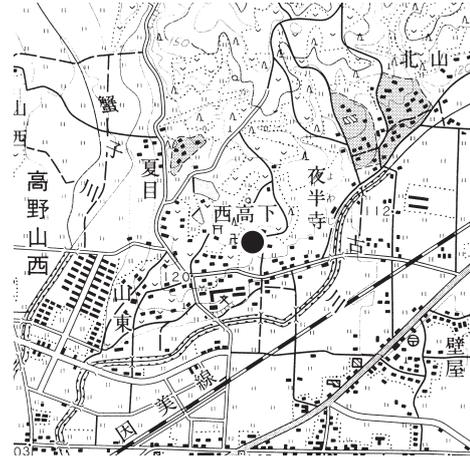
a 調査地 津山市高野本郷 956 - 4、958 - 2 番地

b 調査期間 平成 16 年 3 月 15 日～ 16 日

c 調査面積 約 15 m²

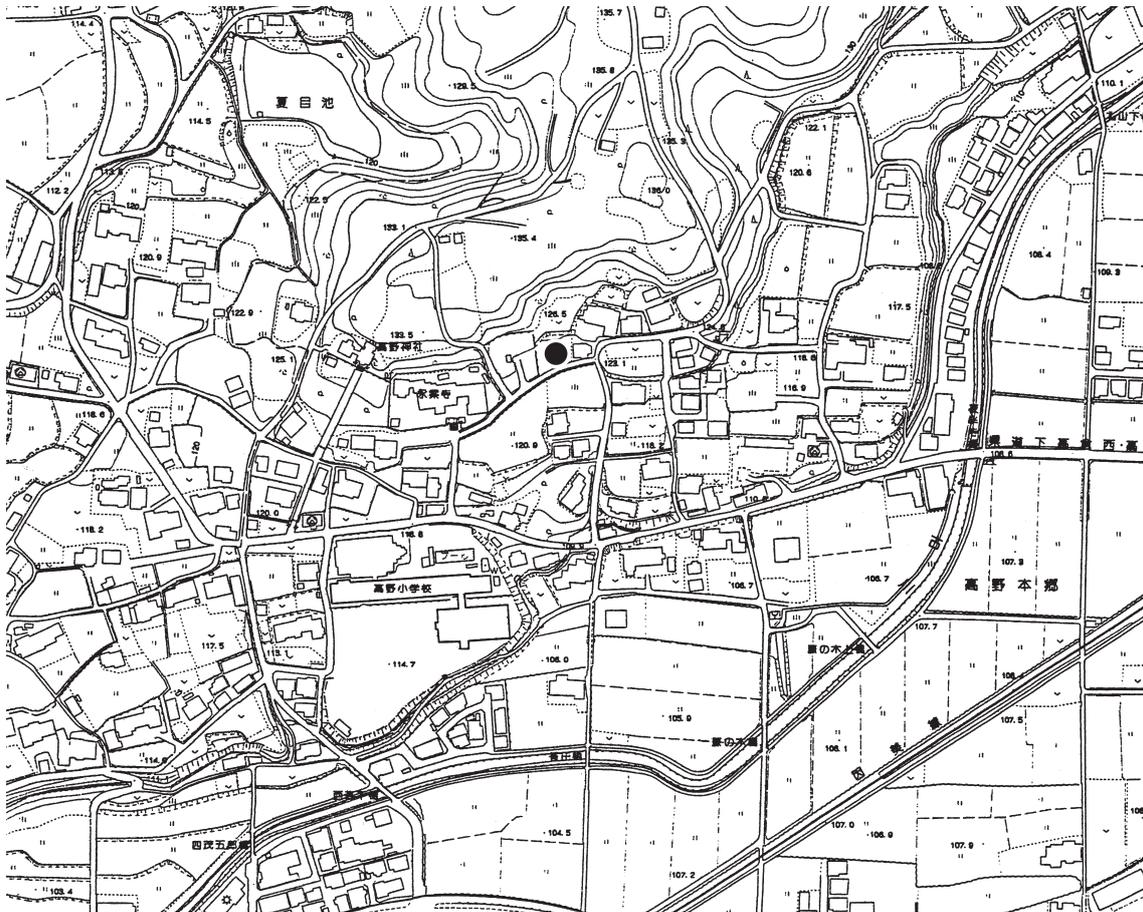
d 調査の概要

夜半廢寺跡は津山市の東部、加茂川右岸の丘陵上にある遺跡（第 1 図 No.748、第 2 図）で、これまでに瓦などの出土が知られており（註 1）古代の寺院跡とされるが詳細は不明である。平成 16 年 1 月 8 日付けで原因者から文化財保護法第 57 条の 2 第 1 項に基づく埋蔵文化財発掘の届出が提出された。それによると個人住宅の増築により地下掘削が伴うため、事前に確認調査をおこなう事とした。L 字形の造成地に 2 箇所のトレンチ（トレンチ 1・2）を設定した（第 3 図）。現状は畑であるためトレンチは人力で掘り下げ、遺構の検出、掘り下げをおこない、調査後は人力で埋め戻した。

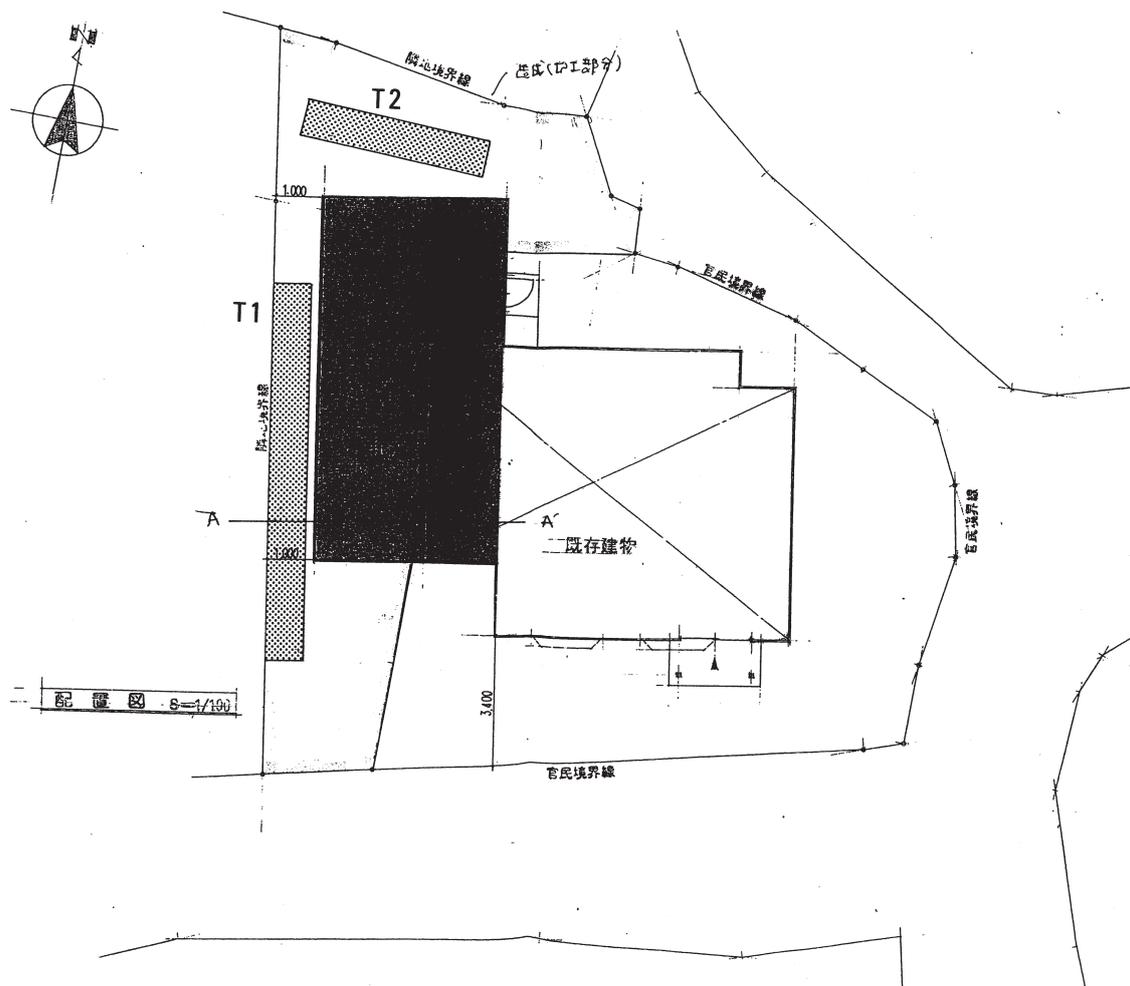


第 1 図 位置図 (S = 1 : 25,000)

第 4 図が平面・土層図である。



第 2 図 周辺地形図 (S = 1 : 5,000)



第3図 トレンチ配置図 (S = 1 : 200)

トレンチ1 南北方向に設定した、幅1m、長さ10mのトレンチである。トレンチ中央付近で幅2m、深さ40cm程の溝状遺構 (SD1) を検出した。内部から石と瓦片4点、弥生土器が出土した。この遺構は、地山 (ナメラ土) の上に堆積した暗茶灰色土 (5層) の上面から掘り込まれている。この5層は炭を含む層で、溝が掘り込まれた段階にはすでに堆積していた旧表土層 (整地層) と考えられる。この表土面も北から南に向かった傾斜しているため、その上に2・3層を堆積させ現在の耕作面ができています。溝から出土した瓦は丸瓦と平瓦の破片で焼けているものもあり、前者の凹面には布目痕があり後者の凸面には縄叩き目や平行叩き目が施されている。いずれも小片のため図示していないが、これら特徴から古代のものである。その他の出土遺物は耕作土に伴う新しい時期の陶器類とSD1出土の弥生土器片がある。

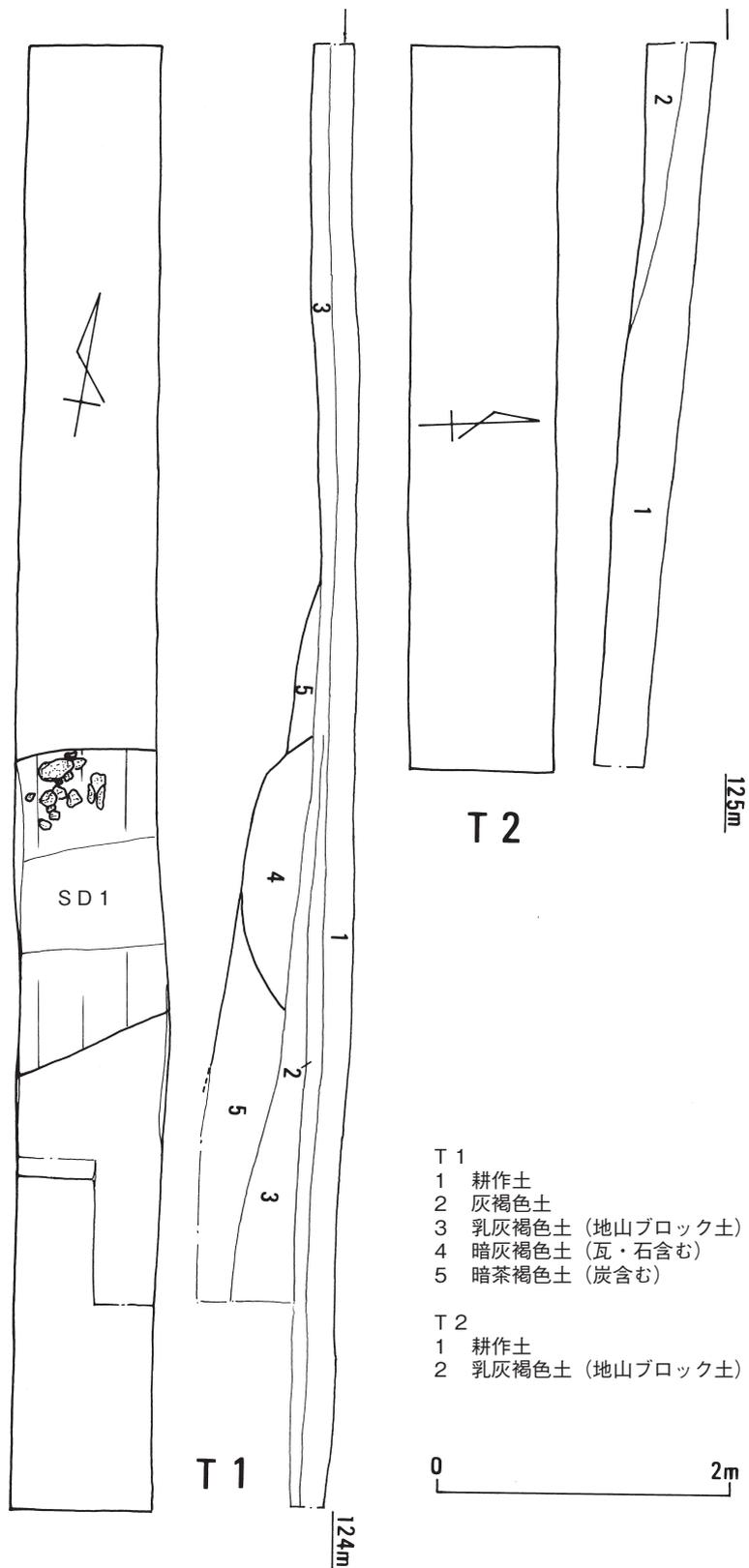
トレンチ2 トレンチ1の北側に設定した、長さ5m、幅1mの東西方向のトレンチである。耕作土など (1・2層) を取り除くとすぐ地山面で遺構は一切見られない。出土遺物は現代の陶器片のみである。

eま と め

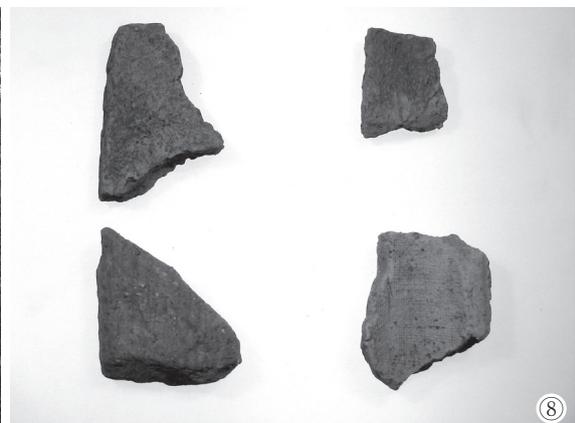
トレンチ1では溝状遺構を検出したが、一部分のためこれが寺院に関係あるものかどうかは明瞭でない。少なくとも古代に属する瓦片より新しい時期の出土遺物が無いことから、古代の遺構と考えられ、瓦が出土する事から瓦葺きの建物などが周辺に存在していた可能性は大きい。また出土した瓦が焼けている事から、瓦葺きの建物などが火災にあった可能性が指摘できる。詳細は今後の調査に期待したい。

(小郷利幸)

(註1) 高野小学校増築などで、瓦が出土している。



第4図 トレンチ平面・土層図 (S = 1 : 50)



1 調査前 3 土層 5 トレンチ2全景 7 調査風景
2 トレンチ全景 4 SD1遺物出土状況 6 土層 8 出土遺物

第Ⅲ部 資料紹介・研究ノート

津山城今昔⑩～お城の井戸～

行田裕美

1. はじめに

数年前、雨上がりの津山城跡を訪れた時、石垣から大量の水が噴き出しているのを見かけた。その場所は裏中門南櫓形南面の石垣である。津山城跡の中で、唯一岩盤が観察される場所である（第1図）。北斜面の地形を削平し櫓形を作出しているが、この時、南石垣面で高さ約1m程度にわたり岩盤が削り取られている。石垣はこの岩盤の上に直接積まれており、地下に浸透した雨水はこの岩盤面をつたって石垣から噴き出していたのである。これを見て、丘陵の頂部に位置する本丸の井戸にも水が溜まるということが理解できた。

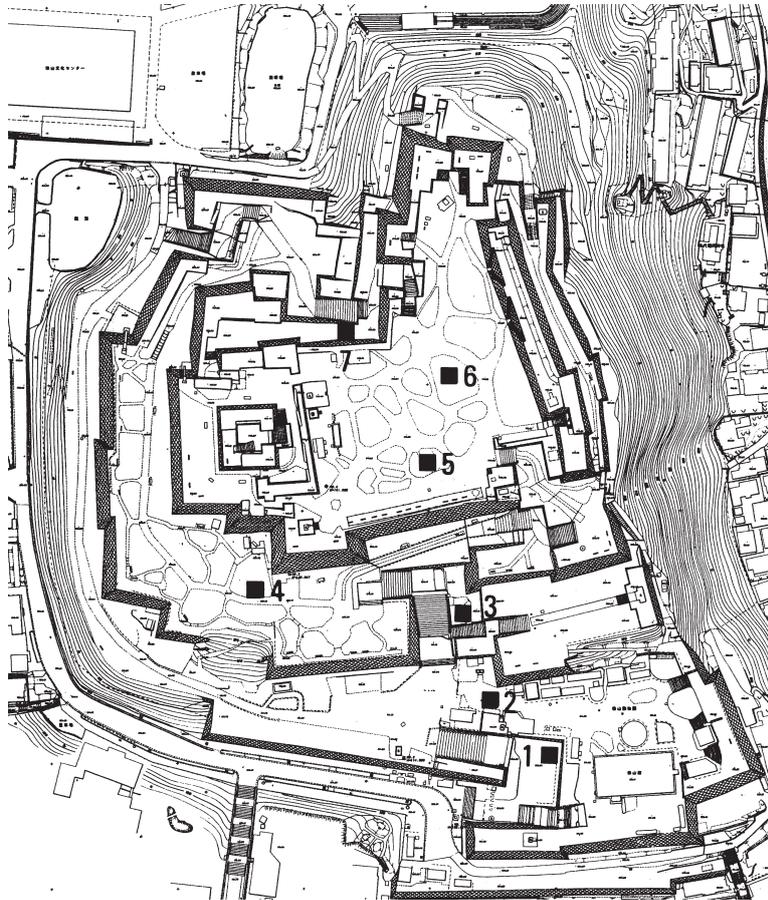


第1図 裏中門南櫓形南石垣の湧水状況

2. 本丸の井戸になぜ水が溜まるのか

通常平野部に位置する井戸は、平面形が円形になるように石組みされている。深さは地下水位以下に掘り下げていけば水は溜まる。しかし、本丸の井戸のように丘陵の頂部に位置する場合、地下水は期待できない。そこで、考えられるのが雨水等による地下浸透水を確保するという方法である。

井戸を掘削する際、土の層を掘り抜き、その下の岩盤を掘り窪めておけば水は溜まる。前述したように岩盤面は、排水面であることから低いところに溜まるのは当然のことである。岩盤部分は水の漏水もないし、形状は保障されているから石組みは無くても機能的には問題はない。岩盤に達するまでの土質が粘土あるいは粘性の強い土であるか否かによって水位は異なる。すなわち、粘性の強い土は水を通さないが、そうでない土の場合は石組みをしてあったとしても水は漏水してしまうからである。本丸御殿台所南側の井戸（第2図5）は今も水を湛えている。ちなみに、平成18年1月17日現



第2図 津山城内井戸位置図 (S=1:3000)

在の現地表面から水面までの深さは約 12 m、井戸底部までは約 19 mであった。井戸の内径は約 1 m であるから、今も約 5.5 m³の水を湛えていることになる。

『作州津山御城内之記作州津山之御城開築』によると、「本丸井地形拾間水深サ五間」という記述がある。この記述が本丸のどちらの井戸を指しているのかは不明であるが、上記の本丸御殿台所南側の井戸の計測値とほぼ一致する。

参考までに、備中櫓北側の五番門付近のボーリング調査では、現地表面から約 5 m 下が岩盤という結果がでている。単純にボーリング地点と井戸のある場所との岩盤レベルが同じと想定した場合、この井戸のために掘り下げた岩盤の深さは約 12 m ということになる。そして、その底面は二の丸の段よりもさらに 6 m 低い位置に相当することになる。

3. 城内の井戸

津山城内には、いくつの井戸があったのだろうか。絵図により描かれている数が異なるが、合計 7 箇所を確認することができる（第 2 図）。

大手虎口から順に見ていくと、冠木門を入った枡形の北側に 1 箇所（第 2 図 1）。表中門南東の三の丸塩硝蔵入口部分に 1 箇所（第 2 図 2）。表中門北側の石段の東側に 1 箇所（第 2 図 3）。二の丸御殿に 1 箇所（第 2 図 4）。前述した本丸御殿台所の南側に 1 箇所（第 2 図 5）。本丸御殿金鷲の間の西側に 1 箇所（第 2 図 6）。残り一つは涼櫓北側の石垣下に位置する（第 2 図 7）。

この他に、前述の『作州津山御城内之記作州津山之御城開築』に「四ツ足門ノ内ニ崩井一」という記述がみられるが、これについてはカウントしていない。

このうち、本丸御殿金鷲の間の西側に位置する井戸は、保存整備事業に伴い平成 12 年度に発掘調査が行われている。以下、概要を記すこととする（第 3 図）。

井戸屋形は 2 間四方の 4 本柱からなる。柱は掘立柱礎石建ちである。井戸の掘り方は、遺構確認面で径 5.5 m の円形である。その内部に円形の石組みが現れる予定であったが、安全性確保のためかコンクリートで埋められていた。井戸石組みの内径は約 3 m



程度と推定される。「大井戸」という標柱が立てられているように、城内では群を抜いて規模が大きいものである。

埋められた時期について、年配の関係者から聞き取り調査を行なったが知る人はなかった。恐らく、鶴山公園として整備公開された明治 33 年頃ではないかと思われる。

また、濠の内に位置する宮川門、京橋門、二階町門、田町門、作事門、北門の 6 箇所の門のうち、作事門を除く 5 箇所の門の内部にはいずれも井戸が設けられている。

4. 文献に見られる井戸

『勘定奉行日記』によると、次の様な記事が見られる。

①文化 9 年（1812）6 月 19 日

「御城内井追々渴水。相成候付水汲中間壺人申付度旨中間頭申立有之取計候様相達之」

②慶応2年（1866）12月15日

「御膳水并中之口井戸水切付桐之段并松之段等之御水汲上候処追々涸渴水相成諸方共差支候由御座候右就而者冠木御門内井戸水御座候処釣瓶等無御座候間涸水中仮車并釣瓶等出来且又石井筒御座候処倒居候間御取繕相成度御水汲共より申出候無余儀様子御座候間御出来之義夫々被仰達可被下候以上」

①からは、城内の井戸が次第に涸れてきたことが窺える。②からは、本丸の第2図5と6の井戸が涸れたので、二の丸、三の丸の4・3・2の井戸から水を汲み上げていたが、ここも次第に涸れてきたので冠木門内側の1の井戸からも汲み上げるようになったということがわかる。

5. おわりに

津山城内に常時何人が居住していたのかは定かではないが、水の確保にはかなり苦労していた様子が文献資料から窺えた。これは単に井戸の数の問題ではなく、豊富な地下水を供給源としない本丸等の井戸のあり方に原因がありそうに思われる。日照りが続けば当然井戸水は枯渇するという事態を招く。人間は何時の世も水無しには生きられない。蛇足ではあるが、水の大切さ、ひいては自然保護の大切さを教えてくれているようにも思われる。

最後に、いつも文献資料についてご教示いただいている乾 貴子さんにお礼申し上げ拙稿のおわりとします。

西御殿敷地の変遷について

乾 貴子

はじめに

元禄11年(1698)の松平氏入封から間もない時期に成立した『御対面所絵図』(津山郷土博物館所蔵)によると、御対面所は東西142間・南北162間の堀で囲まれた範囲に描かれている。しかし、18世紀前半の享保年間に、山北村の武家屋敷地を農地とする開発が進められたため、御対面所敷地内の西側の大半が小作地(主に町人が所有する町作地)となっている。その後、幕末近くまでの間、御対面所の敷地に大きな変化は見られないが、天保3年(1832)に藩主が齊孝から齊民に交代すると、隠居した齊孝の住居が必要になり、御対面所西側に「西御殿」を普請している。この西御殿は、天保9年(1838)の齊孝の死去で空き屋敷となるが、文久3年(1863)に齊民が入居し、明治4年(1871)の廢藩置県の際に土地家屋ともに山北村に払い下げられ、現在は宅地と田畑が混在する民有地となっている。

衆楽園の歴史については、津山郷土博物館企画展図録『衆楽園』(津山郷土博物館、1997年)で詳しく解説されていて、その中で西御殿の沿革についても述べられている。また、最近の発掘調査によって、御対面所と西御殿の敷地の位置関係などもわかってきている。そこで、本稿では西御殿の立地と営みについて、絵図と文献資料を通して考察したいと思う。

1. 天保3年普請時の敷地

享保期の山北村における武家屋敷地の開発以来、御対面所周辺には小作地が多く、農地開発が盛んであった。また、天保期には西御殿の普請もあって、御対面所西側と山北村との境界は複雑に変化している。天保3年の西御殿普請の際には、御対面所に隣接する小作地をその敷地として買い上げているようであるが、同9年に西御殿が空き屋敷になると、不用になった場所を次第に農地に戻している。

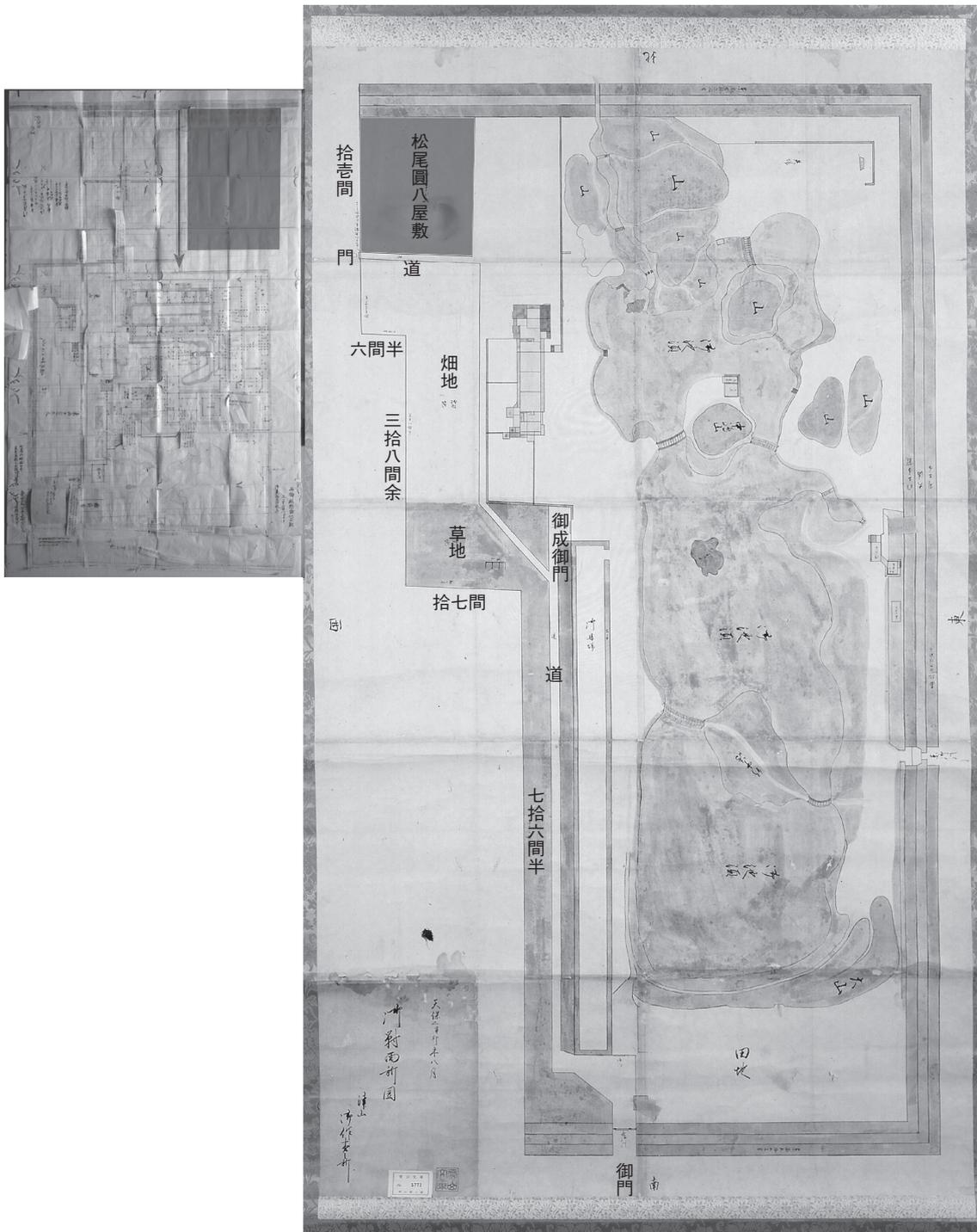
【表1】御対面所の敷地の変化

I. 敷地の一部開発	II. 西御殿用地買上げ	III. 西御殿跡地開墾	IV. 払下げと開拓
享保元年～明和7年(1716～70)	天保3年～同4年(1832～33)	弘化3年～明治3年(1846～70)	明治4年～(1871～)
享保元年 周辺の開発①	天保3年 用地買上(3反15歩)④	弘化3年 長局跡地の検地⑦	明治4年 西御殿不用地の払下げ⑩
享保7～8年 西南部分の開発②	天保4年 用地買上(6畝10歩)⑤	同3年 買上地の検地(9畝15歩)⑧	同年～衆楽園・西御殿の一部開拓⑪
享保10年 開発地の検地③	天保4年 西御殿完成⑥	弘化4年 買上地の検地(4畝)⑧	明治5年 西御殿開拓場出来⑫
明和7年 西側境界画定①		明治3年 長局跡地の開墾⑨	

《史料》

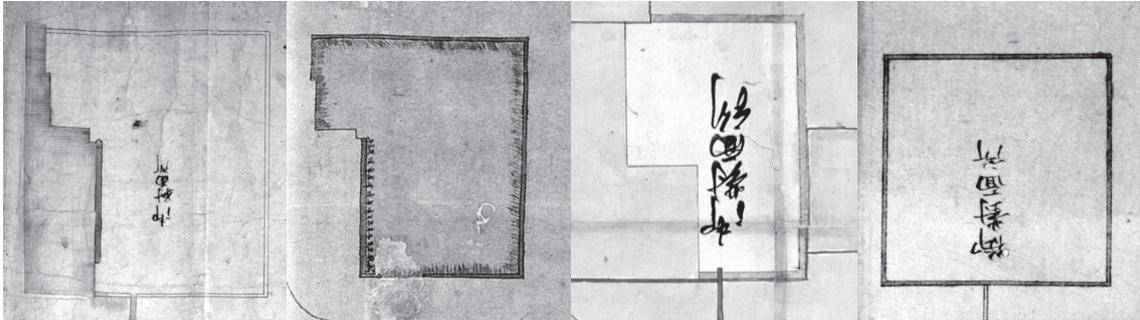
- ① 「(対面所田地一件)」(『山北村文書』968-2-8)
- ② 『津山御城下惣絵図』(津山郷土博物館所蔵)
- ③ 「西北条郡山北村古發新發田畑反別改帳」(『山北村文書』5-2-165)
- ④ 「天保三辰年四月御対面所御買上地代銀御改帳」(『山北村文書』2-22-173)
- ⑤ 「巳年正月西御殿御添地請取書之事」(『山北村文書』44-2-447)
- ⑥ 『西御殿絵図全 天保四年』(津山郷土博物館所蔵)
- ⑦ 『勘定奉行日記』弘化3年6月12日
- ⑧ 「西御殿様御引地之内反別高書上帳」(『山北村文書』2-28-176)
- ⑨ 『御家務日記』明治3年閏10月18日(『愛山文庫』E9-67-6)
- ⑩ 『御家務日記』明治4年2月25日(『愛山文庫』E9-67-7)
- ⑪ 「明治四年三月未歳山北村西御殿不用地起し返し下改帳宛米定沼村共下調帳」(『山北村文書』177-2-46)
- ⑫ 「明治四年五月未歳山北村御対面所起し返し下改帳」(『山北村文書』178-49-2)
- ⑬ 『御家務日記』明治6年正月24日(『愛山文庫』E9-68)
- ⑭ 『御家務日記』明治5年5月30日(『愛山文庫』E9-67-9)

さて、城下町絵図や村絵図に描かれている御対面所を見ていくと、いずれにも西御殿が描かれていないことに気づく。このことは、西御殿が御対面所の新御殿として造営されたことに関係するのかもしれない。西御殿が御対面所の敷地内にあったことは、御対面所と同じ水路を分岐させて西御殿内の庭園へ水を引いていることや、西御殿へ入る際には御対面所表御門を通行するようになっていること、西御殿が空き屋敷になると「御対面所預り」がその管理を行っていること、などからもうかがえる。なお、西御殿普請後は、御対面所御殿が「東御殿」と呼ばれている例も見られる^(註1)。



第1図 松尾圓八屋敷（灰色着色分）、西御殿への水路（矢印）、御対面所表御門～西御殿御門までの道筋（右：『御対面所図 天保二年』 左：『西御殿絵図全 天保四年』）

したがって、城下町絵図や村絵図には、西御殿を含めた範囲を御対面所として描いているという見方をすることもできる。仮に、絵図が敷地の変化を表わしているのならば、西御殿普請以降は、御対面所の敷地は拡張して描かれているはずである。そこで、絵図の中の御対面所の描かれ方を比較してみることにはしたい。



第2図 城下町絵図・村絵図の御対面所 (左から A 津山御城下惣絵図 (享保7年)、B 津山城下町絵図 (享保8年頃)、C 山北村絵図 (天保8年)、D 津山城下町図 (嘉永7年))

絵図 A・B は西御殿普請以前の成立、絵図 C・D は西御殿普請後に成立した絵図である。敷地の描き方を比べると、絵図 A・B がほぼ同じ形で、絵図 C は絵図 A・B と若干異なる形になっているが、絵図 D は四方を堀に囲まれた中に御対面所を描いていることに気づく。また、絵図 A・B は西側の境界線が屈折した箇所が3ヶ所あるが、絵図 C はそれが1ヶ所になっているという違いが見られる。では、この絵図 A・B と絵図 C の境界線の描き方の違いは、西御殿普請前後の変化を示しているのだろうか。

西御殿普請前の御対面所西側の境界の状況に関する記録を調べると、明和7年(1770)に境界を画定していることを『国元日記』から知ることができる【史料 I】。この時の井手筋と道筋の具体的な状況は、『山北村文書』として残されている史料【表2】に記されているが、その様子と一致する部分が多く見られる絵図が明治4年に山北村で作成されている。『明治四年四月西御殿起シ返シ田地絵図面』(第3図)がそれであり、同絵図に描く井手筋は絵図 A・B 中の西側境界線とよく似た形になっている。

【史料 I】

『国元日記』明和7年(1770) 閏6月17日

一御対面所西ノ方井手溝并道御対面所構之旨松尾桃順_江申出候_江付於郡代所追々_江遂吟味候趣委細御用所_江申達之以後御対面所西側垣切御対面所構外者地方構被仰付候右之趣松尾桃順_江於大目付所申渡之尤郡代栗原新五兵衛_江申渡之

(大意)

御対面所西方の井手溝と道は、御対面所の敷地内に入るのかどうかを松尾桃順が尋ねてきたので、郡代所にて吟味した。その結果、御対面所の敷地は同所西側の垣際までとし、垣の外は山北村の土地とするようにとの仰せが出された。

これによると、明和7年に御対面所西側の境界について、御対面所預りの松尾桃順からの問い合わせがあつて、郡代所でこれを詮議した結果、御対面所西側の境界は垣際までとし、垣より外側にある井手溝と道筋は村方の土地とするように定めたことが記されている。表2は、この時に郡代所で行なわれた吟味の内容をまとめたものである。案件は①～⑧までの項目で、これに該当すると思われる場所を第3図に示した。

【表2】明和7年（1770）吟味の内容

	吟味1※1	吟味2※2	村役人※5の陳述
	御対面所西田地作人※4の陳述	山北村先庄屋喜七の陳述	
①御対面所西側の南北の道筋・同所外圍の外側の井手筋について	山北村地内	代官所は山北村地内と判断	46年前の開発以降、同井手筋の浚渫は用水の利用者が行なっているため山北村地内。道筋は井手筋の外側にあるので山北村地内。
②御対面所御門前古田8反について	井手筋より取水している場所	—	—
③御対面所西側の灰屋田地・同所東側の空地(7間)・同所南側空地(6間)について	10年程前に道ができて空地となった場所	全く覚えがない	10年程前に道ができて空地となった場所
④作人灰屋田地と小市田地にある不免地について	松稜場なので開発をしていない。	不詳	開発をしていない場所
⑤御対面所御門西側の土手西脇の空地(1間2尺6寸)について	外圍内へ井手が入り込む場所	不詳	外圍内へ井手が入り込む場所
⑥御対面所西側の道筋の幅について	草の踏みかき状態により広狭の差あり	近年、御対面所御門より北へ14～15間の地点が狭くなっている。	
⑦御対面所御門西側の道筋の草刈	—	入会地だが、堆肥を積んでいる場所は地主が草刈をしている。	
⑧同上井手筋の浚渫について※3	—	—	

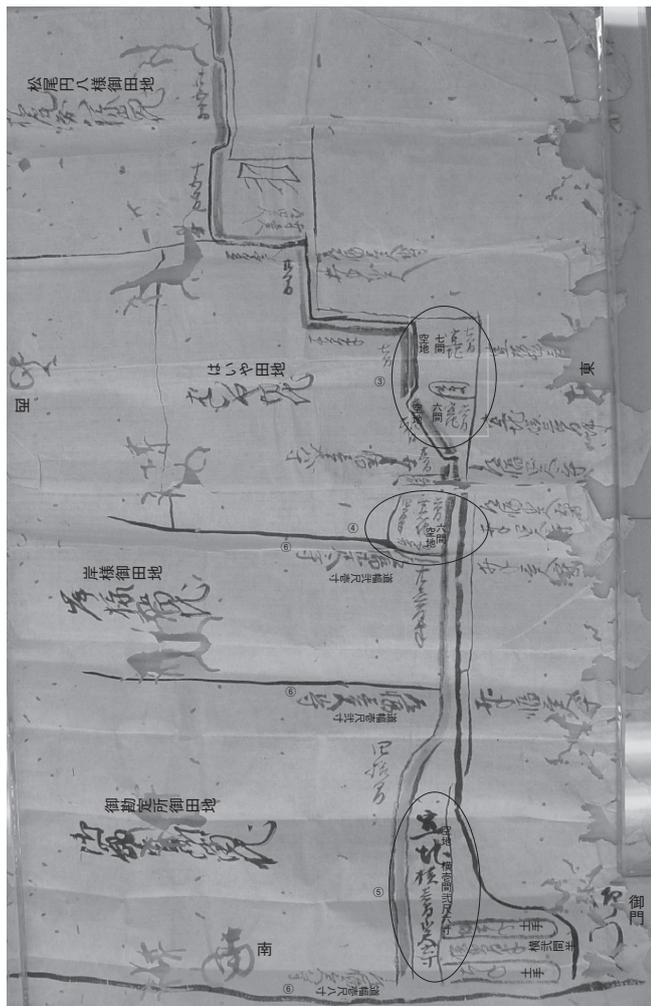
《注》

- ※1 「相尋候事 対面所西田地一件 明和七年」（『山北村文書』970-2-10）
- ※2 「対面所地所一件二付」明和七年」（『山北村文書』968-2-8）
- ※3 「相尋候事 対面所西田地二付」（『山北村文書』970-2-11）
- ※4 山北村作人小市・福渡町灰屋喜兵衛・惣社村次助
- ※5 山北村庄屋清左衛門・組頭伊八・善七・肝煎源兵衛・治助

郡代所に出頭したのは、「御対面所西田地作人（耕作責任者）」の「山北村作人小市・福渡町灰屋喜兵衛・惣社村次助」、山北村先庄屋喜七、村役人である。この3者の陳述はほぼ一致していて、御対面所西の井手の道筋は山北村に入ると述べている。また、案件③灰屋田地東の空地7間とその南の空地6間、④灰屋田地と小市田地の間にある不免地（無年貢地）、⑤御対面所御門西側土手の西脇にある空地1間2尺6寸、⑥道筋の広狭、の記述は、『明治四年四月西御殿起シ返シ田地絵図面』が描く状況とよく当てはまっていると思われる。

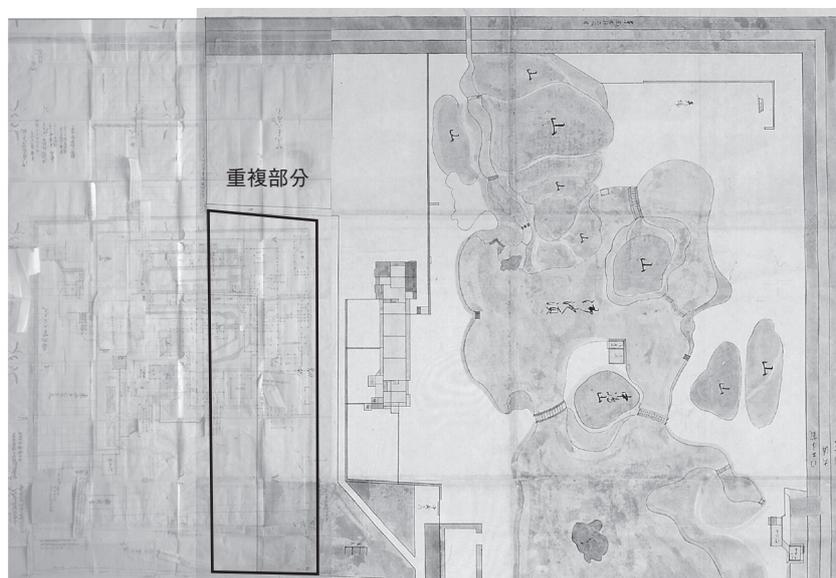
このように、同絵図には明和7年の土手道筋の状況と共通する点が多く見られる。とすると、明治4年作成の同絵図が、その当時の状況を描いているのならば、井手筋は明和7年以来ほとんど変化していないことになる。そして、これと同様の境界線を描いた絵図A・Bも、西御殿普請以前の境界を示していると考えられる。

次に、絵図Cの境界線が西御殿普請後の



第3図 『明治四年四月西御殿起シ返シ田地絵図面』
（『山北村文書』180-2-47）

変化を示しているのかどうかについて検討してみたい。西御殿普請の前年に成立した『御対面所図 天保二年』を見ると、絵図A・Bとも絵図Cとも異なる形の境界線が描かれている。また、同絵図と『西御殿絵図全 天保四年』とを松尾円八屋敷の位置を基準にして重ねると、重複する部分が生じることがわかる。最近の発掘調査では、御対面所と西御殿との位置関係が明らかになり、この部分は西御殿の敷地に入るものと推定されている。



第4図『御対面所図 天保二年』と『西御殿絵図全 天保四年』の重複部分

この重複する部分は、『御対面所図 天保二年』の「畑地」と「草地」の範囲に該当し、面積は900坪余（17間×38間+23.5間×11.4間=913.9坪）となっている（第1図参照）。この部分については、文献史料からどのようなことが言えるのだろうか。

そこで、西御殿普請に関する史料を見ていくと、『勘定奉行日記』天保3年4月23日の記事の中に、「一、御対面所敷地御買上代左之通 銀札三貫五百八拾五匁 右之段作事方_江相達ス」との記録があり、銀札3貫585匁で御対面所敷地を買上げたことが記されている。この記事からは買い上げた土地の面積はわからないが、その詳細については『天保三辰年四月御対面所御買上地代銀御改帳』（『山北村文書』173-22-2）に記されていて、3反5歩（905坪）買い上げていることが確認できる。なお、翌年にも土地を買い足していて、『巳（天保4年）正月西御殿御添地請取書之事』（『山北村文書』447-2-44）によると、6畝10歩（190坪）の土地を574匁で買い上げている。この2回の用地買上で、3反6畝15歩（1,095坪）の土地を銀札4貫159匁で買上げたことになる。ところが、『西御殿絵図全 天保四年』には、敷地面積を7反9畝4歩（2,384坪）、地代を銀札4貫740匁と記載している。

【表3】西御殿敷地買上に関する記載

地代・面積	史料
3貫 585匁	『勘定奉行日記』天保3年4月23日
3貫 585匁	『天保三辰年四月御対面所御買上地代銀御改帳』（『山北村文書』173-22-2）
3反 15歩	
6畝 10歩	『巳（天保4年）正月西御殿御添地請取書之事』（『山北村文書』447-2-44）
4貫 740匁	『西御殿絵図全 天保四年』
2,384坪	

このように、天保3年から同4年にかけて進められた西御殿用地買上の地代と面積に関する記述を比べてみると、食い違いがあることがわかる。そこで、この数字上の異同を整理しながら検討すると、天

保3, 4年の買上地代の合計と『西御殿絵図全 天保四年』記載の金額とは、わずかに異なるもののほぼ同額になっている。しかし、総面積 2,300 坪余の記載に対して、敷地として買上げた土地の面積はその半分程度の 1,000 坪余しかない。そこで、西御殿の用地買上が「御対面所」の敷地という名目で行なわれていることから、御対面所西側へ敷地を拡張するために用地が買い上げられたと考えて、両絵図で重複する部分の土地面積と買上面積とを合計すると約 2,000 坪となり、絵図記載の総面積とだいたい一致する。とすれば、御対面所の敷地の一部を利用して西御殿を普請したために、上述のような重複部分が生じたと見なすことができる。したがって、絵図 C は西御殿普請による御対面所西側の境界線の変化を表していると言える。

ただし、各種の絵図が必ずしも屋敷地の範囲を忠実に描くことを目的としているとは限らない。嘉永7年(1854)成立の絵図 D の城下町絵図のように、方形の堀の中に「御対面所」と書き込みがあるだけで、具体的な敷地の範囲を示さずに観念的な描き方をする場合も見られる。また、「御対面所」という言い方が惣側の内側だけを指しているわけではなく、その附近一帯を指すこともある。例えば『国元日記』によると、御対面所周辺で御鷹野が行われていることが知られるが、鷹狩をした区域については、「御対面所近辺」などと記すのみで、あいまいな呼び方をしている。ちなみに、同絵図が描かれた時期の西御殿は、空き屋敷の状態になってから約 16 年経過した頃で、当時の御対面所は西御殿を含めて「御対面所預り」が管理している。

2. 天保9年以降の敷地

西御殿は天保9年の齊孝の死去で空き屋敷になると、不用になった建屋の解体と跡地の開拓を進めている。『勘定奉行日記』によると、天保9年の齊孝の死去からおよそ8年後の弘化3年(1846)6月に「西御殿長局御取払相成候跡坪割年貢付之儀取調候様作事方へ相達ス」との記述が見られ、長局解体後の跡地について検地を行い、坪単位で年貢高の見積を出すように作事方へ命じていることがわかる^(註2)。この時の検地で作成されたと思われる文書が、山北村に残されている『弘化三年十二月西御殿御引地内反別書上帳』(『山北村文書』176-2-28)である。

【表4】天保3～4年西御殿用地買上関係史料

I 天保3～4年(1832～33)西御殿用地買上地

史料名	面積	作人	地代(銀札)	文書番号
天保三辰年四月御対面所御買上地代銀御改帳	2反2畝6歩	弥右衛門	2貫657匁5分	『山北村文書』173-22-2
	4畝24歩	庄助	466匁	〃
	3畝15歩	差物屋長左衛門	429匁	〃
巳(天保4年)正月西御殿御添地請取書之事	2畝9歩	差物屋長左衛門	362匁	『山北村文書』447-2-44
	4畝1歩	山北村弥右衛門	612匁	〃

II 弘化3(1846)西御殿長局跡地(山北村西脇)の年貢高 ※天保9年(1838)齊孝死去から約8年後

史料名	面積	作人	年貢高(種別)	文書番号
弘化三年十二月西御殿御引地内反別書上帳	3畝	長左衛門	4斗2升(中田)	『山北村文書』176-2-28
	1畝15歩	〃	2斗1升(中田)	〃
	1畝	庄助	1斗2升(中田)	〃
	4畝	弥右衛門	4斗8升(下田)	〃

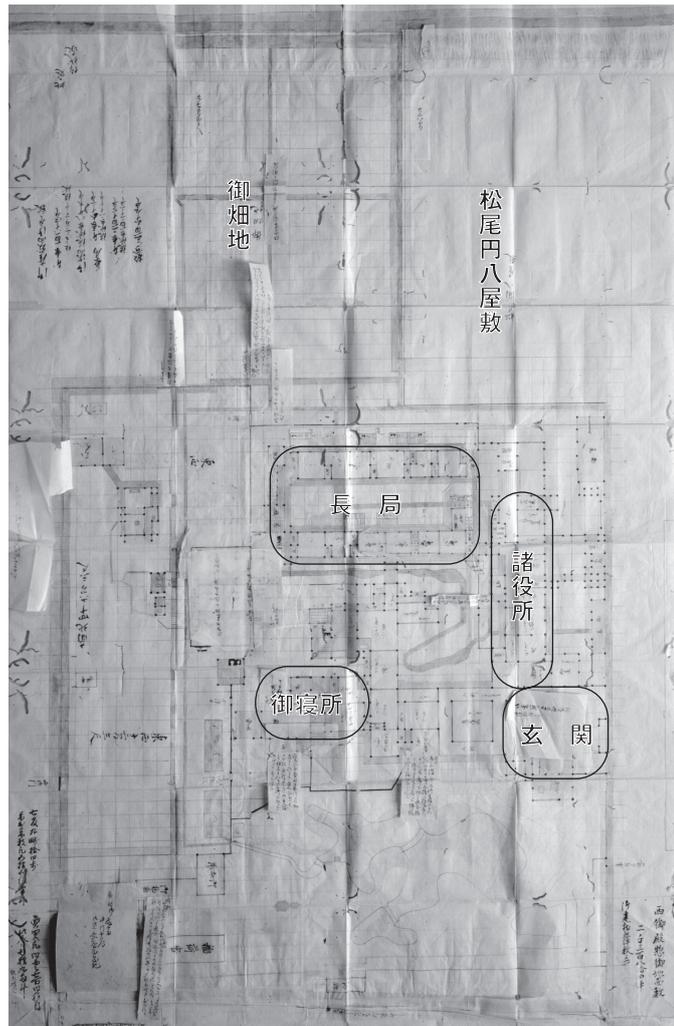
III 西御殿買上地の作人と面積

※買上から約14年後

作人	①天保3・4年買上地	②弘化3年年貢地	①から②を差し引いた残りの面積
差物屋長左衛門	5畝21歩	4畝15歩	1畝6歩
山北村弥右衛門	2反6畝7歩	4畝	2反2畝7歩
庄助	4畝24歩	1畝	3畝24歩
合計	3反6畝22歩(100%)	9畝15歩(25.86%)	2反7畝7歩(74.14%)

表Ⅰは、西御殿用地買上の対象となった土地の面積・作人（耕作責任者）・地代を示したもの、表Ⅱは『弘化三年十二月西御殿御引地内反別書上帳』（『山北村文書』176-2-28）をもとにして、弘化3年の西御殿跡地開拓の対象となった土地の面積・作人・年貢高を示したもの、表Ⅲは、西御殿普請後と跡地開発後の変化を示したものである。一連の史料から、天保3、4年にかけて西御殿用地として購入した土地は、西御殿普請により無年貢地となったが、弘化3年から同4年にかけて不用となった土地の開発が始まると、買上により無年貢地となった場所を貢租地に戻し、再び元の作人が耕作責任者となっている様子が見える。また、買上げた用地の一部は長局跡地に位置する場所にあったことや、買上地の約26%が年貢地となったことなどがわかる。つまり、天保3、4年の買上地の一部は、西御殿長局跡地に該当する範囲にあったということになる。

なお、『弘化三年十二月西御殿御引地内反別書上帳』（『山北村文書』176-2-28）をもとに、「弘化3年から4年にかけて、山北村から西脇の土地1反余を取上げ、西御殿に手を加えている」との指摘がなされている^(註3)。しかし、この時期の西御殿の状況を見ると、不用な建物の解体と跡地の開発が進められていて、用地を新たに買上げるような動きは確認できない。また、同史料は用地の買上げがあったことを示す内容ではないように思われる。その理由は、文中の末尾で「右者先達而御用_ニ附御引地_ニ相成候内今般當未歳免付_ニ奉願上候依之帳面相調差上申候以上」(御用につき「御引地(無年貢地)」となった場所のうちの一部について、「當未歳(弘化4年)」より「免付(年貢率を定めること)」をしてもらいたいのので、関係資料としてこの「帳面」を差し上げ申す)と結んでいて、「引地」の一部を年貢地に戻すように山北村が願い出ていることが明記されているからである。文中に「引地」という用語が見えるが、これは「高内」(年貢地)の対義語として使われている例を散見することから、無年貢地の意を表す用語と考えられる。したがって、同史料は用地の買上げを示すものではなく、買上地を元の作人に戻して再び作地化する際に検地が行なわれたことを示す史料と考えることができるのではないだろうか。



第4図 西御殿長局の位置（『西御殿絵図全 天保四年』）

ることが明記されているからである。文中に「引地」という用語が見えるが、これは「高内」(年貢地)の対義語として使われている例を散見することから、無年貢地の意を表す用語と考えられる。したがって、同史料は用地の買上げを示すものではなく、買上地を元の作人に戻して再び作地化する際に検地が行なわれたことを示す史料と考えることができるのではないだろうか。

3. 外周りの垣・塀覆について

『西御殿絵図全 天保四年』成立以降、西御殿の外周りが変化していることについてふれておくことにする。西御殿普請後まもなく、御対面所と西御殿との境界を塀覆に改め、それ以外の部分は竹垣のま

【表5】 御対面所と西御殿の境界に関する記録

時期	西暦	内容	史料
文化3年正月	1806	御対面所御殿西堺の塀壁を修繕する	『勘定』文化3年正月23日
同9年2月	1812	御対面所御成御門内の喰違垣を塀覆に変更し、路次門を設ける	『勘定』文化9年2月8日
天保4年正月	1833	西御殿御庭瀧口西方の塀覆脇に戸を新規に設ける	『勘定』天保4年正月8日
		矢来北方の井手筋に戸2ヶ所を新規に設ける	
同6年7月	1835	長局北方の水入口上の矢来外側に南向きから戸2ヶ所を新規に設ける	『勘定』天保6年7月18日
閏7月		松尾円八屋敷横の矢来から西御殿が見透かせないように取計らう	
9月		西御殿南側の垣(29間)の修繕を計画する	
同8年3月	1837	西御殿西方の小門の修繕を計画する	『勘定』天保6年閏7月18日
		西御殿西南側の外周の竹垣を塀覆に変更するが、まず半分の28間分だけ工事に着手する	『勘定』天保6年9月28日
		西御殿敷地北側の塀覆が完成したので、残りの部分の工事に着手する	『勘定』天保8年3月8日

まにしている【表5】。

ところが、天保6年には西御殿の外周の竹垣をすべて塀覆に変更する工事を開始している。松尾円八屋敷から垣越しに西御殿がよく見えては差し支えるので、改良するように命じていることからうかがえるように、西御殿は前藩主の私的な居所であり、外部からの侵入を防ぐためにも、塀覆に改める必要があったのだろう。なお、この塀覆は文久2（1862）年頃から風雨によって相次いで倒壊し、その都度修繕しているが、北側の塀覆だけは修復せずに撤去している^(註4)。

おわりに

明治6年（1873）の太政官布達第16号で「公園」制度が始まり、民衆の行楽地－主に徳川家ゆかりの寺院の境内地など－がその対象となったが、それ以前の明治2年に御対面所は「衆楽園」として開園している。その後、地租改正事業によって、同園の土地種別は公園地などに該当する「官有地第3種」とされた。しかし、西御殿の方は、明治4年の廃藩置県の直後に山北村へ払い下げられている。ただ、この時期の御対面所および西御殿の敷地の一部分は、旧藩主松平家の家務局が管理する開墾地となった場所もある。こうした明治期の動向については、あらためて考察したい。

《註》

- (1) 『勘定奉行日記』文久3年11月朔日
- (2) 『勘定奉行日記』弘化3年6月12日
- (3) 津山郷土博物館企画展図録『衆楽園』（津山郷土博物館、1997年）
- (4) 『勘定奉行日記』文久2年8月朔日、同3年3月5日、同21日

印刷仕様

紙質	表紙	レザッククリーム	175 kg
	本文	ニューエイジ	90 kg
DTP	OS	Windows X P	Professional
	DTP	Adobe Indesign	CS
	図版作成	Adobe Illustrator	CS
	写真調整	Adobe Photoshop	CS
	Scanning	35 mm・6×7film	EPSON GT-X 700
		A4以上の図書類	GRAPHTEC IMAGE SCANNER TS7000
使用 Font	モリサワ	OpenType 基本7書体	(じゅんPro、リュウミンProL-KL、見出ゴMB31Pro、見出ミンMA31Pro、太ゴB 101Pro、太ミンA101Pro、中ゴシックBBBPro)
画像原稿	階調画像線数	は175線	
印刷	完成原稿にフォントを埋め込んだ上でPDF化し、1ページごとに分割。その後印刷会社のDTPソフトにPDFファイルを貼付けることにより作成。		

年報 津山弥生の里 第13号 (平成16年度)

2006年3月31日発行

発行 津山市教育委員会
津山弥生の里文化財センター
〒708-0824
岡山県津山市沼600-1
TEL0868-24-8413 FAX0868-24-8414
印刷 津山朝日新聞社
